

官報

号外 平成四年三月十一日

○第百二十三回 参議院會議録第五号

平成四年三月十一日(水曜日)

午前十時二分開議

○議事日程 第五号

平成四年三月十一日

午前十時開議

第一 中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名

○本日の會議に付した案件

- 一、新議員の紹介
- 一、議員狩野明男君逝去につき哀悼の件
- 一、日程第一
- 一、租税特別措置法の一部を改正する法律案
- 法人特別税法及び相続税法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○議長(長田裕二君) これより會議を開きます。

この際、新たに議席に着かれました議員を御紹介いたします。

議席第二百七番 選挙区選出議員、宮城県選出、萩野治基君。

〔萩野治基君起立、拍手〕

○議長(長田裕二君) 議長は、本院規則第三十条の規定により、萩野治基君を法務委員に指名いたします。

○議長(長田裕二君) 議員狩野明男君は、去る二月二十六日逝去されました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。

つきましては、この際、院議をもって同君に対し弔詞をなさげることといたしたいと存じます。が、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(長田裕二君) 御異議ないと認めます。同君に対する弔詞を朗読いたします。

〔総員起立〕

参議院はわが国民主政治発展のため力を尽くされました議員正五位勲三等狩野明男君の長逝に對しつしんで哀悼の意を表しうやうやく弔詞をなさげます

○議長(長田裕二君) 峯山昭範君から発言を求められております。この際、発言を許します。峯山昭範君。

〔峯山昭範君登壇〕

○峯山昭範君 本院議員狩野明男君は、去る二月二十六日、心不全のため東京都港区の虎の門病院において逝去されました。一昨年、体調を崩され一時入院を余儀なくされたものの、最近、二月四日から三日間、みずから提唱された日本ミクロネシア連邦友好議員連盟の事務局長としてミクロネシアを訪問するなどお元気で御活躍されていたやさしさのことであり、懸命に看病に当たられた御家族の悲しみはいかばかりのものでありましか。まことに痛惜哀悼の念にたえません。

私は、ここに、皆様の御賛同をいただき、議員一同を代表して、故狩野明男君の御業績をしのび、謹んで哀悼の言葉をささげたいと存じます。狩野君は、昭和九年に茨城県新治郡出島村にお生まれになりました。小学校二年のときに父君がニューギニアで戦死され、さらに小学校六年のときに母君を亡くされ、幼くして御両親と決別されたという御不幸に見舞われました。以後、残された三人の御兄弟とともに、御親戚に離れ離れに育てられるという御苦労をなされたのであります。長じて県立土浦第一高校を経て慶応大学法学部を卒業された後は、郷里の茨城県に戻り、一時農業に従事されましたが、その後、酒造会社や自動車販売会社の経営に参加されました。

昭和五十四年の衆議院総選挙に茨城県第一区から出馬、見事初当選を果たされ、衆議院議員を二期務められたのであります。衆議院では主に文教委員会に所属され、小中学校の教科書無償制度の存続に努力されたほか、国際社会の一員として日本の教育制度はもと開かれたものになければならないという信念のもとに、議員立法である国立大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法の成立に全力を注がれました。君は、この立法作業の責任者として法律案の提案理由の説明や答弁を積極的に引き受けられるなどその実現に努力され、その結果、成立を見たのであります。

その後、平成元年七月、さきの参議院通常選挙で茨城県地方区において当選され政界復帰を果たされましたが、参議院では、文教、建設、運輸、決算の各委員会及び産業・資源エネルギー調査会を舞台に、中小企業対策や通商政策等の問題を意欲的に取り上げられました。その間、第二次海部内閣において法務政務次官に御就任になり、商法の一部改正や借地借家法の改正等の実現に奔走されたほか、自民党においては国民運動副部長、文教副部長、交通部部長等を歴任され、幅広く活躍されたのであります。

君は、幼いときに父君の戦死に遭遇されたことから積極的に遺族会の活動に参加され、みずから慰霊団の団長となつて、沖縄、中国、ビルマやニューギニア等の中部太平洋の島々の戦跡を訪れておられます。戦死された父君、さらには多くの戦没者への熱い思いが、君を慰霊巡拝へと駆り立てていたのではないかと考えられます。

また、昭和五十六年に請われて私立水城高校理事長に御就任されましたが、君は福祉教育問題にも並み並みならぬ関心を抱いておられました。県立水戸高等学校の卒業式にはたびたび出席され、時折、手話を交えて祝辞を述べられたり、国会議員として初めて手づくりの点字の名刺をつくったと伺っております。また、結婚式に招かれた折にいただいた謝礼を新婚夫婦の名前でこっそり福祉施設に寄附されたエピソードもあり、このような話を伺うとき、幼いころ苦労された経験から生まれた、ハンディを負った人に対する君の温かい気持ち伝わってくるのであります。

また、君は、合気道五段の腕前を持ち、体調を崩される前は毎朝六キロのジョギングを欠かさず、衆議院時代には青梅マラソンにも参加されたのであります。こよなくスポーツを愛された君は、みずから出版された本の奥付に「スポーツでいい汗流そう、一生懸命仕事に打ち込みいい汗流そう、地域社会のためいい汗流そう」という言葉を記しておられます。この言葉のとおり、君はもともと人のために、社会のために汗を流したかったのではないかとと思うとき、五十七歳という若さで、志半ばでの早世はまことに残念でなりません。

君は、最近地元茨城新聞に定期的に寄稿されておられました。くしくもお亡くなりになられた二月二十六日の朝刊に、「恥ずかしい献金疑惑」という見出しの随筆が掲載されました。この随稿は、まさに政治家に警鐘を鳴らす君の遺言のように思えます。政治への国民の不信が高まっている今日、清廉潔白、何ごにも情熱と信念を持って

事に当たつてこられた君のような人材を失うことは、国家にとりましても、本院にとりましても痛恨のきわみであります。

ここに、謹んで故狩野明男君の御業績とお人柄をしるし、院を代表して心から御冥福をお祈り申し上げ、哀悼の言葉とします。

○議長(長田裕二君) 日程第一 中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名

指名する委員及び同予備委員の数は、それぞれ五名でございます。

○片山虎之助君 中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名につきましては、いずれも議長に一任することの動議を提出いたします。

○小川仁一君 私は、ただいまの片山君の動議に賛成いたします。

○議長(長田裕二君) 片山君の動議に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(長田裕二君) 御異議ないと認めます。

よつて、議長は、中央選挙管理委員会に堀家嘉郎君、皆川迪夫君、角尾隆信君、笠原昭男君及び鈴木一弘君を、また、同予備委員に花田潔君、金井和夫君、川那辺博君、石田武君及び岡本富夫君を、それぞれ指名いたします。

○議長(長田裕二君) この際、日程に追加して、租税特別措置法の一部を改正する法律案、法人特別税法及び相続税法の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(長田裕二君) 御異議ないと認めます。羽田大蔵大臣。

〔国務大臣羽田政君登壇 拍手〕

○国務大臣(羽田政君) ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案、法人特別税法及び相続税法の一部を改正する法律案、以上三件につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

本法律案は、最近における社会経済情勢等にかんがみ、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例を拡充するとともに、住宅対策等早急に実施すべき措置を講ずるほか、租税特別措置の整理合理化等を行うものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、土地の相続税評価の適正化に伴う相続税の負担調整に際して、居住用及び事業用の小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例を拡充することといたしております。

第二に、住宅取得促進税制の適用期限を二年延長するとともに、三大都市圏における優良貸し家共同住宅に係る新築貸し家住宅の割増し償却率を引き上げるほか、産業廃棄物の処理に著しく資する公害防止設備の特別償却率を引き上げる等の措置を講ずることといたしております。

第三に、課税の適正公平の確保を推進する等の観点から、企業関係の租税特別措置等につきまして特別償却制度等の一層の整理合理化を行うこととして、みなし法人課税制度の廃止、欠損金の繰り戻し還付制度の適用の停止、海外関係会社からの過大借入れに対処するための過少資本税制の導入、青色申告特別控除制度の創設等の措置を講ずることといたしております。

第四に、我が国の財政の現状にかんがみ、二年間の臨時の措置として、普通乗用自動車に係る消費税の税率を四・五％とする特別措置を講ずることといたしております。

その他、国際金融取引におけるいわゆるオフショア勘定において経理された預貯金等の利子の非課税措置等適用期限の到来する特別措置につき

まして、実情に応じその適用期限を延長する等の措置を講ずることといたしております。

次に、法人特別税法につきまして御説明申し上げます。

本法律案は、我が国の財政の現状にかんがみ、臨時の措置として法人特別税を創設するものであります。

具体的には、法人の各課税事業年度の基準法人税額から四百万円を控除した残額を課税標準とし、税率は二・五％とすることといたしております。また、課税事業年度は、平成四年四月一日から平成六年三月三十一日までの期間内に終了する事業年度とすることといたしております。

次に、相続税法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

本法律案は、土地の相続税評価の評価割合を地価公示価格水準の八割程度に引き上げる等の適正化に伴い、相続税等について負担調整等を行うものであります。

以下、その大要を申し上げます。

まず、相続税の遺産に係る基礎控除について、定額控除を現行の四千四百万円から四千八百万円に、法定相続人比例控除を八百万円から九百五十万円に、それぞれ引き上げることといたしております。

また、相続税の税率について、その税率区分の幅を拡大するとともに、相続税の補完税である贈与税の税率につきましても、所要の調整を図ることといたしております。

その他、相続税の申告書の提出期限について、現行の六カ月から段階的に延長するほか、相続税の延納・物納制度の改善合理化を図る等の措置を講ずることといたしております。

以上、租税特別措置法の一部を改正する法律案、法人特別税法及び相続税法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(長田裕二君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。山田健一君。

〔山田健一君登壇 拍手〕

○山田健一君 私は、日本社会党・護憲共同を代表いたしまして、ただいま議題となりました国税三法に関連いたしました、総理並びに関係大臣に御質問申し上げます。

その前に、一連の政府の景気判断に對しましてお尋ねをいたしたいと存じます。

政府は、昨年来ずっと、景気については強気の姿勢を示してまいりました。国会でのいろいろな質問に對しても、九二年度の政府予算案の成立、そして昨年末の公定歩合の引き下げによって景気はソフトランディング可能だ、こう言つてこられたわけでありましたが、二月の中頃になってやっと景気後退の現状を認めることになりました。しかも、実は昨年の四月から景気は後退局面に入つていた、こういうことを追認されまして、景気対策にいよいよもつて本腰を入れよう、こういう申し合ひをされたようでありませうけれども、九二年度政府見通しの実質経済成長率三・五％、これは依然として達成できるとお考えなのかどうなのか、まずこの点についてお尋ねをいたしたいと存じます。

二点目は、このたびの一連の景気判断がなされてきたわけでありましたが、これはもう既に昨年から、産業界あるいは民間の調査機関等からもその甘さが指摘をされてきたわけでありまして、どうもその背景には、九二年度予算編成絡みで、いわゆる景気後退を認めれば一連の財政需要の膨らみを認めざるを得ない、こういうことで意圖的に景気判断がおくらされたのではないかと、こういう疑問が出されているわけでありまして、この疑問にどうお答えになるのか、お尋ねをいたしたいと思ひます。

そして三点目は、この景気後退の判断がおくられた、よく考えてみますと実質的に実態とは約一

年ずれてこの景気後退の判断をいたしたわけでありますが、適切な経済政策なり財政運営、こういうものを展開していく上では迅速かつ的確な景気判断というものは不可欠だ、こういうふうな言わなければなりません。とりわけ、景気が下降局面にあつてはその判断は極めて重要であると言わなければなりません。

こうした一連の経過を踏まえて、私は、景気動向指数の改定を含めて景気判断のいわゆる手法について改善をすべきである、このように考えますが、総理、大蔵大臣、そして経企庁長官の御見解を賜りたいと存じます。

次に、消費税と今後の財政運営のあり方についてお尋ねをいたします。

大蔵省はさきに財政の中期展望をお示しになりました。財政再建の新しい目標を示したわけでありました。しかし、それでも一九九五年の歳入不足が約四兆一千八百億円、しかもそれは、これから毎年一年ごとに建設国債を一兆一千五百億円ずつ減じた上での話でありまして、これはもう、一体どうしてそういう芸当ができるんだろか、こう思うわけでありまして。少なくとも、目標達成をしていく上では大幅な歳出の削減あるいは増税による収収確保は不可避である、このように考えるわけでありまして。そこで、消費税の税率の引き上げがここにはもくろまれていたのではないかと、このように実は思っているわけでありまして。

宮澤総理、宮澤内閣ができてから、消費税の税率の問題については引き上げに含みを持たすような一連の発言が今日まで繰り返されてきております。少なくとも、飲食料品非課税の問題等いわゆる消費税の緊急正の問題、あるいは不公平税制の是正、こうしたものをさておいてこうした発言を繰り返す、これは私は全くもって不謹慎だと言わなければならぬと思つております。

総理は、さきの予算委員会での問題に関連をいたしまして、消費税の税率の引き上げについては経済政策上は下の下の策である、こういうふう

におっしゃっているわけでありまして。下の下の策の上に、経済政策上はという言葉がついておるわけでありまして。これは、場合によっては、財政政策上、あるいは景気が回復すればあるというふう

うに受け取れかねないわけでありまして、税制の基盤というものが納税者の信頼の上にあるということを変更して思い直していただまして、この消費税の税率の引き上げは絶対にないんだということとを国民の前に確約していただきたいと思うのであります。いかがでございますでしょうか。

さらに、さきに示された財政の中期展望につきましても、これは既に目標達成は極めて不可能だと言わなければなりません。そうした意味では、もともと事態に即した財政再建計画というものをもう一度作成し直すべきであるというふうに考えておりますが、いかがでございますでしょうか、お尋ねをいたします。

次に、税制上の諸課題についてお尋ねをいたしたいと思つております。

一九九二年度の予算編成は、これは明らかにパブル経済が崩壊、こういうことでありますから、中長期的な観点から一つの財政構造の再構築が求められていたはずであります。しかし、税制の基本的なあり方や課題、こうした問題については突っ込んだ議論が何もないまま、安易な増税によつて収収のいわゆるつじつまが合わされた、こういうふうな受けとめていたわけでありまして。

特に、先ほども御提起がありました法人特別税の二年延長、そして自動車消費税の税率を四・五%に落としてこれまた二年間継続する、そして地価税、これももともと地価の安定なり、あるいは自治体等が公共用に土地を取得し供給するときの財源にすると言つていたのをあつさり一般財源化してしまふ、さらに、赤字法人の欠損金のいわゆる繰り戻し、この制度を二年間停止するということ等々今回増税の措置がとられているわけでありまして。政府は、これは新しく税を取つたわ

けではないから増税ではない、こんなことを言つておられるわけですが、これは全くもってそのことをへ理屈と言つておられます。全くその場しのぎの対応に終わつておる。

法人特別税についても、いやしくも一たん期限を切つて増税をやつたわけでありまして、これは一たん失効させていくのが当然でありまして、法人の計画的かつ継続的な経営活動をやつていく上でもこれは支障が出てまいりますし、国民の租税政策に対する信頼を失うことになりかねないわけでありまして。間違いなく、二年間経過すればこれは失効させる、こういうことの保証ができるのでしょうか、お尋ねをいたしたいと思つております。

法人に負担を求めるのであれば、本来、企業の社会的な役割あるいは公益面、こういうものに着目して企業税制のあり方というものをもう一度見直した上で対処するのが本筋ではないでしょうか。大蔵大臣にお尋ねをいたしたいと存じます。

さらに、租税特別措置に關連いたしましてお尋ねをいたしたいと思つております。

今回、赤字法人の欠損金繰り戻し還付制度の二年間停止、こういうことになっておりますが、これは赤字法人課税のあり方を追求したことの一つの結果なのか、あるいは財源対策としてやられたのか極めてあいまいであります。確かに赤字法人については、全法人の半分が赤字法人、こういう実態にありますだけに、その課税のあり方については政府税調からも今日まで財政当局に検討の勧告がなされてきたわけでありまして、いまだその結論が出されておられません。そして、今回突如としてこうした措置がとられた。

あるいは、みなし法人課税の廃止問題についても、これはかねてより、不公平税制の一つだ、こういう立場から批判がされていたわけでありまして、その意味では私たちは率直に評価をいたしたいと思つております。しかし、その見返りとして青色申告の特別控除三十五万、これが設けられたわけでありまして、これとて小規模事業税制の

確立をした上でこうした対策が講じられるべきものだといふふうに考えております。

いずれにいたしましても、こうした税制上の諸課題が全部先送りにされて今回こうした措置がとられているわけでありまして、それは言つてもこれらの課題は喫緊の課題であります。一体どういふふうな今後取り組みでいけるのか、お尋ねをいたしたいと存じます。

さらに、租税特別措置につきましても、本来の税の公平性というものを犠牲にしてでも一つの政策目標を追求するためにこうした措置が設けられているわけでありまして、常に見直しが行われて当然なのであります。政府は、毎年この租税特別措置については整理合理化に努めてきた、こういうふうにおっしゃつておられるわけでありまして、ここ数年の実態はむしろ廃止をした項目よりも新設の項目の方が多くなつておられるわけでありまして、これは確かに問題があると言わざるを得ません。

そしてまた、九二年度のこの租税特別措置による減収見込み額が一兆一千四百十億円、さらに交際費課税分一兆四百二十億円がございまして、その部分を除きますと二兆一千八百三十億円というこれはど大きな減収額になるわけでありまして、これも見込み額なのであります。今まで、見込み額は発表されておりますけれども実績額は発表されてきておりません。私は、この際こうした実績額をきつと国民の前に明らかにして、政策目標との関連でこの租税特別措置の改廃を思い切つて進めていくべきだ、このように考えておりますが、御見解はいかがでございますでしょうか、お尋ねをいたします。

さらに、相続税につきましても、土地評価額が今回は公示価格の七割から八割に引き上げられました。これは一歩前進だと評価できるわけでありまして、しかし、地価は最近やや鎮静化した、こういうふうな言われておりますけれども、相続税を払うために長年住みなれたところを配偶者が去つ

ていかなければいけない、こういう現状が一方でありまして、事態は依然として解消していないのであります。配偶者が死亡した場合に次の世代の相続までは納税を猶予する等、そういった方策は考えられないのか、お尋ねをいたしたいと思ひます。

最後に、二十一世紀に向けて、高齢化社会への対応、あるいは国際貢献、地球環境対策等々考えますと、ますますもって財政需要が高まってくることは事実であります。

こうした状況の中で昨年突然国際貢献税なるものが打ち出され、結局結果はつづれたわけでありましてけれども、国際貢献という美名のもとに使途も明らかにされないままこうした税が出されようとした、これはやはり問題だと言わなければなりません。

国際貢献あるいは地球環境対策、こういうものを考えた場合、私は、その財源を税だけに頼るといふことではなくして、フィランソロピーの概念の高まり、こういうものを受けて、国民の善意、寄附でありますけれども、ある程度そこに依存をしてもいいのではないかと、このように考えております。もちろんその場合には思い切った寄附金控除というものが必要になってまいります。

ちょうど今、私たちが貯金をする、その利子の二割を寄附してN G Oに支援をしておる国際ボランティア貯金というのがあるようであります。加入者が六百万人、約二十五億円になるというふう

に言われておりますが、少なくともこうした対象や使途を明確にした上で、時代やそして国際的な要請にこたえていける、そういう魅力ある制度の確立を検討してはいかかと考えておりますが、

〔国務大臣(宮澤喜一)答へ、拍手〕

○国務大臣(宮澤喜一) 経済の現状についての基本的な判断でございますが、我が国経済の現状は、景気の減速感が広まっております。ことに難しい局面を迎えているというのが基本的な判断でございます。

したがって、平成四年度の予算編成に際しまして、このような減速感が企業家等の心理をこれ以上冷やさないように、景気には十分配慮した施策を行う必要があると考えました。したがって、財政的には非常に苦しい年度でございますけれども、一般会計を初め財政投融资計画、それから実は地方財政においても単独事業を通じて非常に大きなものを計上していただいております。そして、いわゆる公共事業の拡充に、国、地方を合わせまして最大限の努力を予算編成において払ったところでございます。

また、金融面では、昨年の暮れに第三次の公定歩合の引き下げが行われましたことは御案内のとおりでございます。

ごく最近、関係閣僚におきまして、さらに景気に十分配慮した施策を行う必要があるとの認識で意見の一致を見たところでございまして、いわゆる五項目につきまして所管官庁における努力を求めたところでございます。その中には、すぐに行えるものもございまして、また予算成立を待って速やかに行いたいというものもございまして、そのような準備を関係各省庁においていたしております。平成四年度の予算の早期成立を期待いたしますとともに、また、最近、長短期金利ともかな

り低目誘導が成功いたしておりますので、その効果の浸透を注視してまいりたいと思ひます。

基本的には、私は我が国経済の成長力はまだまだ強いというふうに判断をいたしております。特に、人手不足というのは各界各層の悩みではございますけれども、中小企業にとりましてはこれは省力化投資、合理化投資をせざるを得ないという局面でもございまして、そういう投資の動機というものは基本的に非常に強いものだ、旺盛なものだというふうに考えております。我が国経済がそのような潜在成長力を十分に発揮できますように、今後とも、景気の動向に十分注意を払いながら経済のかじ取りを誤らないように万全を期してまいりたいと考えております。

それから、消費税につきましてお尋ねがございました。昨年十月に今の法改正を実施いたしましたわけでございますが、この円滑な実施、これが定着することが最も大事だと今考えております。三％の税率を引き上げるといふことは私は考えておりません。このことは明確に申し上げておきたいと存じます。

それから、我が国の財政でございますが、御指摘のように大きな国債残高を抱えておりまして、二度と特例公債は発行しない、これを基本にいたしております。そして、公債依存度の引き下げ等によりまして公債残高がこれ以上累増しないような財政体質をつくり上げていくことが重要な課題と考えます。今後ともこのような考えに沿いまして財政改革を推進していく必要がございます。そういうふうに考えております。

でございますが、精いっぱい発行いたしました。これは経済の現状から見て、先ほど申し上げましたようなやむを得ない理由からでございますが、他方で償還もございしますので、全体の残高の累増をできるだけ食い止めていきたい、こう考えておるわけでございます。

そこで、今後のいわゆる人口の高齢化あるいは国際社会における我が国の新しい貢献、そのような財政需要にどのように対応していくかは、御指摘のように極めて大切な課題と思っております。国民各位がこの国際貢献についていろいろ関心を持っていただいて、おっしゃいますような寄附、あるいはボランティアいろいろな活動をしていただくことはまさに喜ばしい大切なことでございます。

そのようなことはこれからも大きくなっていくことを心から期待いたしますが、他方で、しかしこのような状況を全部寄附に頼るといふことはもとより難しいことでございます。私といたしましては、我が国がこれから高齢化社会に入ろうとしている、あるいは新しい国際的な貢献を求められている、そういう現状に照らして、国民経済をそのニーズにこたえられるような運営をしていくことが大事なのではないか。今まで我が国の経済にはなかったいわば二つの大きな課題でございまして、それが国民経済の運営がマッチできるようなそういう運営を心がけることが基本的に大事だというふうに認識をいたしております。

残りの御質問につきましては関係大臣からお答えをいたします。(拍手)

〔国務大臣羽田孜君登壇、拍手〕

○国務大臣(羽田孜君) お答えを申し上げます。

まず、財政需要が急増するため意図的に景気後退の判断をおくらせたのじゃないのかという御指摘でございますけれども、今総理からも申し上げましたように、我が国の経済というのは製造業を中心にして減速感が広まっていることは事実であらうと思っております。しかし、一方では、労働力の需給は依然引き締まり基調にあるなど経済の活動水準に底がたさを維持しつつ、インフレなき持続可能な成長経路へ移行する調整過程にあるというふうに考えております。

なお、景気に対する政府の現状の判断は月例経済報告で総合的に行うものでございすけれども、御指摘のような九二年度予算編成との関係で経済情勢に関する判断を意図的におくらせたとの御指摘は当たらないものというところは申し上げられます。

消費税の税率の引き上げは行わないと約束できるのかというところは、これは総理からも何回もお答え申し上げておりますけれども、消費税につきましましては、昨年十月から実施されている議員立法による法改正を円滑に実施することが最も重要でありまして、今三〇の税率についてどうこうするといったことは、これは念頭にないことをはっきりと申し上げておきます。

消費税の税率の問題は、基本的には、今後の財政需要の動向や税制全体としての負担のあり方などを踏まえまして、そのときどきの経済社会の条件のもとで国民が選択する事柄でございまして、国民の御理解なしには安易に税率の変更を行えるというものではないと考えます。要するに、国民

の意向をそんたくし尊重して対応していくべき問題であるということを変更して申し上げる次第であります。

財政の中期展望は常識的に考えてということでございますけれども、我が国の財政は、平成四年度末の公債残高が御案内のとおり百七十四兆円程度に達する見込みでございます。また、国債費が歳出予算の二割を超えるなど依然として構造的な厳しさが続いておりまして、今後の中期的な財政運営につきましては、二度と特例公債を発行しないことを基本といたしまして、公債依存度の引き下げを図ること等によりまして公債残高が累増しないような健全な財政体質をつくり上げていくことが重要な課題であらうというふうに考えます。

このような考え方に沿いまして、御指摘の財政の中期展望においては、平成七年度におきましては公債依存度が五％を下回る水準を仮置きして、公債金収入を毎年度機械的に減額しているというのが皆様に御提示してあるところでございます。今後とも、中期的財政運営の努力目標に沿いまして公債発行額をできるだけ圧縮するため、まず制度あるいは施策の見直しを行うなど、引き続き財政改革を推進していく必要があると考えております。

いずれにいたしましても、現在進めております中期財政運営の努力目標は変えることはない、そういう中でこれからも私も進めていきたいというふうに思っております。

二年後には法人特別税をやめるのかということでありまして、この法人特別税の創設は、当面の厳しい財政事情等に対応するための必要最

小限の臨時的な措置であるということでありまして、今回の措置につきましては、三年度における税収の落ち込みによる財政収支の深刻化の影響が平成四年度のみならず少なくとも五年度に尾を引いていくことは避けられないと見られる一方、より中期的な税収動向につきましては現段階で確たる見通しを持つのは困難であることなどを考えまして二年間の措置とすることといたしております。政府といたしましては、あくまで当面の財政事情に対応するとの観点に立つて二年間の時限措置としてお願いを申し上げている、その言葉に尽きるということをお願い申し上げます。

法人に負担を求めるのであれば、企業の社会的役割、応益面に着目して、企業税制の見直しによつて対処すべきというお話でございすけれども、企業税制につきましましては従来より、企業関係税制特別措置を初めいたしまして、必要に応じて適宜見直しを行ってきたところであります。今回の法人特別税の創設は、当面の厳しい税収動向、財政事情に対応するため必要最小限の措置を講ずるとの観点に立ちまして、臨時的措置としてお願いしていることをぜひ御理解いただきたいと存じます。

それから、赤字法人の欠損繰り戻し二年間停止の趣旨でございすけれども、全法人の半数近くが現在赤字申告をされておられます。このような実態を背景に、赤字法人といえども、租税によつて賄われる公共サービスを享受していること等を理由に何らかの応益的負担を求めるべきではないのかという御指摘もあるところでございす。

このような御意見を踏まえまして、これまでも

税制調査会において負担の公平確保の観点から赤字法人に対する課税のあり方について検討がされてきて、私どももそのことを受けながら検討しました結果、赤字法人の欠損金の繰り戻し還付制度についてその適用を二年間停止することとしておりますけれども、赤字法人課税の問題につきましては、税制調査会の答申などを踏まえまして、今後とも適切に対応してまいらうということを申し上げます。

みなし法人と青色申告の問題でありますけれども、みなし法人課税につきましては、課税の適正公平の推進の観点からみなし法人課税制度を廃止する方向で検討することが適当との昨年末の税調答申の指摘等を踏まえまして、平成四年度末で廃止することとしたものであります。他方、青色申告特別控除制度は、正規の簿記の原則に従つて記帳している事業者を対象として三十五万円の特別の控除を認めることによりまして記帳水準を一層向上していただくという、青色申告の質的向上を図ることが基本にあることとございす。

なお、小規模事業につきましては個人、法人を、その性格は異なつていても税制上は同一に扱うべしとする議論につきましては、所得税、法人税の基本にかかわる問題であることに加えまして、このような税制を考える上でその前提となる商法等において小規模企業のあり方についての方向が示されることが先決ではないかというふうに考えるところでございす。

また、租税特別措置による減収額の実績額を公表すべきであり、政策目的との関連で厳密な検証を、そして思い切った改廃をというお話であります。

すけれども、特定の政策目的に資するため租税特別措置というものは行われておるものでございしますが、公平、中立、簡素といった税制の基本原則を犠牲にしている面があり、常時そのあり方について吟味を行う必要があると思っております。

企業関係租税特別措置につきましては、連年にわたりにまして厳しい見直しを行ってきておりまして、今回の改正においても各種の租税特別措置について見直しを行っているところであります。

なお、租税特別措置による減収額につきましては、減収項目の中には実績に関する基礎データが得られないものもあることから、全体として減収額の実績値をお示しすることは困難であること御理解いただきたいと思います。

配偶者が死亡された場合の異世代の相続まで納税の猶予をというお話でありますけれども、配偶者に対しては相続税につきましては、遺産額のうち法定相続分までは相続税を課さないこととする措置を既に講じておるところでございまして、新たに配偶者に対する納税猶予の特例措置を講ずることとはとり得ないということをお願いいたします。(拍手)

〔国務大臣野田毅君登壇、拍手〕
○国務大臣(野田毅君) 私への御質問は二点あったかと思ひます。

第一点の、景気判断について九二年度予算編成絡みでおくられたのではないかと一点につきましては、ただいま大蔵大臣から御答弁申し上げたとおりでございます。

第二点目の、景気動向指数の改定を含め景気判断の手法を改善すべきではないかという点についてでございますけれども、この点につきまして

は、御案内のとおり、政府としての正式の景気の現状判断は、月例経済報告におきまして月々の報告時点で入手可能な最新の情報に基づき総合的に行っておるところであります。その際、当然のことながら、いろいろな統計、指標等に基づけばかりでなく、産業界、いろいろな各方面の方々の生の声を十分参考にし、そして総合的な判断を行っておるわけでございます。

この景気動向指数等の問題であります。いわゆる景気の山、谷というところいう厳密な意味での基準の日付につきましては、これは専門的、技術的な側面から、十分それを表現するあるいはGNP、あるいは景気動向指数、これらの十分な長さのデータが必要であります。そこで、それらのデータが入手可能となりました時点で専門家の委員会の見解を参考として総合的に経済企画庁が判断することとなっておりますわけであります。このため景気の山や谷を正確に設定するにはある程度の時間がかかることはやむを得ないことであると思っております。

しかし、政府としての経済運営の前提となります景気判断は、いわゆる景気の山や谷がいつであったかというようなことではなくて、足元及び先行きに対するそのときどきの総合的な判断に基づいて行っておるわけでございます。経済企画庁としましては、今後とも内外の情勢を注視し、的確な景気判断に努めてまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(長田裕二君) 白浜一良君。

〔白浜一良君登壇、拍手〕

○白浜一良君 私、公明党・国民会議を代表し

て、ただいま議題となりました三法律案に対して質問を行うものであります。

我が国経済は、設備投資の減少、住宅着工戸数の低迷、企業の軒並みの収益悪化などに見られるように、バブル崩壊を受けて景気後退局面に入っており、これは政府の二月の月例経済報告が認めるところであります。このような厳しい経済環境を憂慮して、自民党首脳からは、日銀総裁の首を切つてまで公定歩合を引き下げるべきだとの暴論が飛び出す始末であります。総理としては、現下の経済状況をどのようにとらえているのでしょうか。

また、金融政策や公共事業の前倒しなどを盛り込んだ総合経済対策を四月にも決定することとありますが、その具体的な内容を示していただきたいのであります。

さらに、その場合、公共事業の追加実施や公定歩合の引き下げなども考えているのかどうか、まづお伺いしたいのであります。

最近の景気低迷を反映して、平成三年度は二兆八千億円もの大幅な税収不足が生じ、これを受けた四年度予算では、建設公債の増発のほか五千四百億円もの大増税となっております。さらに、これを反映して平成四年度の国税における直間比率は七四対二六と、税制改革前の昭和六十三年度に比べ一ポイントも直接税比重が進んでおり、政府の約束に全く反しております。これでは何のための税制改革であったのでありましょうか。財政運営、そして税制改革に対する真摯なる反省の弁を、総理そして大蔵大臣から伺いたいのであります。

政府は、平成四年度改正増税とはいっても現

行の税負担と同程度のものであると強弁しておりますが、現在の経済情勢のもとでは景気に悪影響を与え、かえって税収減につながるの懸念が広がっているではありませんか。不況感がますます強まる中で、平成三年度及び四年度の税収見込みは達成可能なものでありましょうか。大蔵大臣の見をいただきたい。

さらに、今回の増収措置の期限についても大いに疑問があります。政府が主張しているように現在の景気減速が一時的なものであるとすれば、増収の期間は一年で十分であります。それをあえて二年とするには明確な理由があるはずであります。国民から見れば、今回の措置は二年後、つまり平成六年度の消費税率引き上げを念頭に置いたものと受け取らざるを得ないのであります。二年間とは消費税率引き上げまでの猶予期間なのではありませんか。もしそのようなことがないというのであれば、総理大臣及び大蔵大臣の明快なる答弁を承りたいのであります。

さて、法人特別税や普通乗用自動車に係る消費税率の上乗せなど目に見える増税もさることながら、国民は目に見えない実質的増税にあえいでいるのであります。それは、物価が上昇するのに伴い、名目所得が増加すれば減税を実施しない限り実質可処分所得は減少するからであります。財政再建の美名のもとに、平成元年度、二年度は六兆円ないし七兆円という大幅な自然増収が生じたにもかかわらず所得減税を見送ってききました。このため、税制改革後は国民の負担増は進む一方であり、景気後退期の今こそ思い切った所得税減税が必要であり、これによって直間比率の是正

も実現されると考えますが、総理大臣の見解を伺いたいのではありません。

特に、高齢化が進展する中で高齢者や主婦のパート労働者が増加しており、政府に対して、高齢化社会に対応した税制面、社会保障面を含めた総合的な政策を求める声が日増しに強くなっております。パート収入の課税最低限は現在百万円となっております。しかし、この額は余りにも低いばかりか、これを少しでも超えて働けば世帯全体の手取り収入は逆に減ってしまい、かえって労働意欲をそぐ結果となっているのです。

我が党はかねてから課税最低限を百五十万円に引き上げるよう要求してまいりましたが、とりあえず、本年予算修正要求の一つとして課税最低限を百五十万円に引き上げることを主張しております。課税最低限を超えた場合においても実質的負担増とならないよう、総合的施策を講ずるべきであると考えます。大蔵大臣の前向きな答弁を求めます。

次に、課税の適正公平化についてであります。まず、利子所得及び有価証券譲渡益の見直しについてであります。利子所得については、昭和六十二年度にマル優が原則廃止されたとともに一律源泉分離課税に移行しましたが、その際法案修正により追加された五年後見直し規定は本年九月で要件を満たすこととなります。さらに、これに加えて政府は有価証券譲渡益の課税のあり方について、納税者番号制度の導入問題を含めて検討することが義務づけられておりますが、どのようなスケジュールで見直しを行う所存でありましか。また、自民党は証券税制もあわせて検討することを求めています。政府としてはどのような

に対処するおつもりなのか、大蔵大臣の所見を伺いたいのではありません。

また、勤労者は来るべき高齢化社会での自助努力の一環として厳しい生活の中で預金をしておりますが、財形貯蓄については現在の非課税限度額五百万円を一千万円に引き上げるべきではありませんか。また、利子が加算されることにより限度額を超える全額が課税されるという罰則的な制度でなく、超過した額だけ課税するという思いやりのある制度にすべきではないでしょうか。大蔵大臣の見解を伺いたいと思います。

次に、赤字法人課税についてであります。法人全体に占める赤字法人の割合は五割にも及んでおり、黒字にもかかわらず意図的に赤字申告をしているものもあるなど、与野党税制協議においても検討が求められてきた問題であります。ところが、その答えは、財源目当てに欠損金の繰り戻し還付を二年間停止するという小手先の、昭和五十九年度と同様の措置にすぎないのであります。赤字法人の課税問題は、累次の税調答申において引き続き検討が行われてきた経緯からしても抜本的対応策を出す時期に来ていると考えますが、これも二年後になるのでありましか。大蔵大臣の所見を伺いたいと思います。

次は、土地・住宅税制であります。今回の租税特別措置法の一部改正案では、住宅取得促進税制や住宅取得資金に係る贈与税の計算の特例など住宅取得者に関する優遇措置は延長するものの、賃貸住宅の居住者についてはいまだ何らの配慮もなされておられません。これらの両者を比較した場合、相対的に見て、負担の面から税制上より優遇されるべきは賃貸住宅の居住者ではないでしょうか。土地政策の観点からも、税制の優遇は少なくとも住宅の取得と賃貸に対して同水準にすべきであります。

そこで、住宅家賃については、従来から我が党が主張しているように、家賃控除制度を設けることにより税制上の配慮を行うべきであると考えますが、大蔵大臣及び建設大臣の見解を伺いたいと思います。

また、最近の地価の動向に対応して相続税において軽減措置が行われているわけでありますが、その一方で、相続税の基本的役割である資産の再配分機能についても留意すべきであると言われている。そこで、政府としては最近の地価上昇に配慮した措置はこれをもってほぼ完了したと考えるのか、また資産の世代間移動のあり方として問題なしと考えるのか、大蔵大臣の見解をいただきたいと思います。

最後に、国際貢献とその財源問題についてであります。平成四年度予算編成過程において急浮上した国際貢献については、税調答申では財源問題を含め検討することが適当とされております。国際貢献は重要であります。その財源を新たに求めることには反対であります。基本的には、現在の歳入歳出構造を全面的に見直し、歳出の削減合理化による財源確保を図るべきであると考えますが、総理大臣の所見を求めまして、私の代表質問を終わります。(拍手)

【国務大臣宮澤喜一君登壇、拍手】
○国務大臣(宮澤喜一君) 我が国経済の現状につきましては、先ほども申し上げましたが、景気減速感が広まっておりまして大変に難しい局面を迎えているというふうに考えておりますので、実は平成四年度の予算編成に際しましてはそのことは十分頭に置いておりましたつもりでございます。財政事情は非常に苦しいわけでございますけれども、一般会計の公共事業あるいは財政投融資の公共事業関連の配賦、それから地方財政につきましても単独事業等々はかなり手厚く積み上げておりまして、これは予算が執行されますと我が国の経済の底を固めますのに相当大きな力を発揮するものというふうに考えております。

また、つい先般でございますが、関係関係にお集まりを願ひまして、この景気の現状において各省庁で今できること、それから予算が成立いたしましたときに早速いたさなければならぬこと等々について協議をいたしたわけでございますけれども、それらは項目は五つでございますが、基本的な考え方は、公共事業につきまして予算成立後にできるだけ早く適正な執行を、準備を今からしておく必要がある。これは人手不足の時代でもございまして、設計能力等々の問題もございまして、今から十分に準備をしておく必要がござい

それから、地方単独事業の弾力的な実施につきましては、自治大臣から地方公共団体に既に何度か呼びかけをしていただいております。それから、これは今からでもできることでございまして、中小企業に対する円滑な資金の供給。これらのことを中心に五項目の決定をいたしましたところでござい

そこで、そのような施策が計画どおり行われるとしまして平成四年度の我が国の経済でござい

ますが、今景気は確かに減速感が強まっております

すけれども、基本的には、個人消費はやはり堅調であろうと考えられますし、人手不足でございまして設備投資、殊に合理化・省力化投資、あるいは研究開発投資等々の意欲は強い。環境さえ整いますれば、企業がそれを必要と考えておることは間違いないでございせん。

住宅投資でございすけれども、住宅ローンの金利がかなり下がっておりますので徐々に回復するのではないかと考えております。平成四年度予算の早期成立をひとつお認めいただきましてその執行をできるだけ早くいたしますとともに、現在長短期金利ともかなり低目になっておりますので、さらにその浸透を図ってまいりたいと金融当局は考えております。

なお、公定歩合につきましては、御案内のように日本銀行の専管事項でございすので、その判断を信頼してまいりたいと考えております。

それから、さきの税制改正におきまして、これはやはり所得、消費、資産に対する課税の間でバランスのとれた税体系を構築したいと考えたとところでございす。

四年度の予算編成に当たりましては、税収動向、財政事情も厳しい中で、歳出を徹底的に合理化いたしました。また、税外収入も確保いたしましたし、他方で建設公債の発行額の増加等の努力をいたしました。また、税制面で御指摘のありました必要最小限の措置を講じざるを得なかったという状況でございす。

そこで、直接税の比率、いわゆる直間比率がむしろ悪くなっているのではないかとことは、もし先年の大幅な税制改正をいたしませんでしたら所得課税は相当大きくなっていたと思われま

で、あれがございしたのでまあこの程度にとどまったと申し上げるべきでございましょうか。現実に、四年度の場合で申しますと、利子とか有価証券譲渡益課税の見直しがございすので資産所得税収が増加しております。それから、地価税の収納が始まったことによつてこのような現象が起きたものと考えております。

先ほど御指摘がございました法人特別税の創設あるいは普通乗用車等に係る消費税の税率の特例措置、これは確かに一遍あそこでやめるということをお願いしてございすので、やめることが本来ではなかったかと仰せられれば、私はそれはそうあるべきであったと考えますけれども、我が国のこのような財政事情から、必要最小限の臨時的な措置としてお願いをいたしておるものでございす。そういう意味で御理解を得たいと考えております。

なぜ二年間にしたかということでございますけれども、平成三年度にあれだけの税収減がございました。これはどうも四年度一遍だけでは済みそうもない、もう少し後に尾を引くということを考へまして二年間の措置をお願いいたしておるのでございす。これは消費税引き上げまでの暫予期間云々という気持ちは一切ございせん。消費税の三〇の税率を今引き上げるといふことは私は考へておりません。したがって、そういう気持ちではございせん。

それから、所得税につきまして減税をすべきではないかということもございすけれども、先般の抜本改正におきましてかなり基本的な手直しをいたしました。税率構造の累進の刻みであるとか、あるいは基礎控除の引き上げ、配偶者特別控

除の創設などいたしまして、これは中低所得者層の一番きつかった重税感というものを何とか緩和しようとしたものでございす。重税感、あるいはちょっと給与がふえますとすぐ上の刻みに行くというような負担増感はかなり緩和されておると考えてございす。今の財政事情等々も考えますと、この際所得税減税を実施することは難しい、それは無理ではないかというふうに考えております。

そこで、最後のお尋ねは、国際貢献をしなければならぬ時代になって我が国はどうかしなければならぬのだが、安易に国際貢献税というようにものを考えるべきでないことは、それは御指摘の意味は十分に理解をすることができま

す。国際的貢献を果たしていかなければなりません。国民の間にそのような認識を広く持っていたことはどうしても必要なことでございすから、それにふさわしいいろいろな財源措置も工夫をしていかなければなりません。また、我が国が今そのような地位に立ったということからそのような国民経済の運営をしていかなければならぬ。従来のように国内の需要だけを考へていることがいよいよできないようなそういう国際的な立場、責任を持つようになったということから、そういうことを頭に置きながら国民経済を運営するということが私は何よりも第一に必要ではないかというふうに考へておるところでございす。

残りの問題につきましては関係大臣からお答えを申し上げます。(拍手)

〔国務大臣羽田孜君登壇、拍手〕
○国務大臣(羽田孜君) お答え申し上げます。まず、財政運営、税制改革に対する反省の弁と

いうことでありますけれども、先般の税制改革におきましては、税制の抱えるさまざまな悩みを是正して、所得、消費、資産等に対する課税の間で均衡のとれた税体系を構築するとの観点から抜本的な見直しが行われたところでございす。三年度の改正につきましては、土地に関する税負担の適正公平を確保しつつ土地政策に資するという観点から、地価税の導入を初め土地税制の総合的な見直しが行われたところであります。

四年度予算編成に当たりましては、極めて厳しい財政事情のもとで、財政改革を推進するという観点から、まず既存の制度、施策についての見直しを行うなど歳出の徹底した節減合理化、また税外収入の確保など可能な限りの努力を払ったところでございすけれども、当面の厳しい税収動向、財政事情に対応するため、建設公債の発行額を増加させ、また税制面におきましても必要最小限の措置をとらせていただいたというところであります。

四年度の予算におきまして直接税の比率は抜本改革前と比べまして一〇程度高くなっておりますけれども、これは、直接税については利子・有価証券譲渡益課税の見直し、地価税の導入、法人特別税の創設、また間接税につきましては石油臨時特別税の失効等によるものでございす。

なお、この間の個人・法人所得の増加等を勘案いたしますと、もし仮に大幅な所得課税の減税を含む先般の税制改革が行われなかった場合には直接税の比率はさらに大幅に高まっていったというふうに考へられることを御留意いただきたいと存じます。

なお、平成三年度、四年度の税収の見込みでありますけれども、三年度の税収につきましては、補正予算におきまして、それまでの税収の実績、大法人に対しまして聞き取り調査の結果等を踏まえて見直しを行いまして、二兆七千八百二十億円の減額補正を計上したところでございます。今後の税収動向を注視してまいりたいというふうに考えます。また、平成四年度税収につきましては、見積もり時点までの課税実績ですとか政府経済見通しの諸指標を基礎といたしまして個別税目ごとに積み上げによります見積もりを行い、税制改正による増収見込み額を織り込んで六十二兆五千四百億円と見積もったところでございまして、私どもといたしましては適正なものであるというふうに考えております。

また、今回の増収措置と消費税のかかわりでありまして、総理からも申し上げたことでありますけれども、今回の措置は、当面の厳しい財政事情に対応するための必要最小限の臨時的な措置としてお願いするものであるということを申し上げます。

これらの措置の期限につきましては、平成三年度の税収減による財政収支の深刻化の影響が少なくとも五年度にもやはり尾を引いていくことは避けられないものであろうというところであります。過去におきまして、税収確保のためにとられた法人関係の臨時措置の期限というのはおおむね二年間とされてまいっております。こういったことから今回も二年間をとったわけでありまして、消費税の税率引き上げまでの暫予期間といった趣旨ではないということでありま

いずれにいたしましても、総理からも何回も申し上げておりますように、消費税については、今三つの税率についてどうするかということには全く念頭にないということをおし上げておきます。パート課税につきましては、先般の税制改革におきまして配偶者の特別控除の創設、拡充を行いました。それによりまして、パート主婦の収入が非課税限度を超えたと夫と妻を合わせた世帯の手取りが減る、いわゆる逆転現象が生ずるとい

パート問題は既に解消しておるといことは申し上げられます。さらに、平成元年十一月、いわゆるパート減税の実施によりましてパート収入の非課税限度額は九十二万円から百万円に引き上げられておりまして、パート世帯につきましては、同じ世帯収入の片稼ぎ世帯あるいは共稼ぎ世帯と比べましても負担が軽くなっておるわけでありま

す。こういった点を見ましたときに、税制面では最大の配慮をしておるものであるということをおし上げたいと思ひます。パートで働く御婦人でもございまして一人年間百万円を超えるような収入があれば、税法上、夫の被扶養者ではなくて独立した納税者として相応の負担をしていただくべきものと考えられま

す。これ以上の非課税限度の引き上げというのはむしろ税の公平の面からも問題があると思つておりますし、国際的にも日本のこの課税の最低限というのは非常に高いものであるということであり

ます健康保険などにおける被扶養者の所得限度の問題があります。これらの問題は、税制で論ずるということよりは、むしろこれは本来別の事柄であるというふうに考えております。

以上のようにパートの課税問題は既に解決済みであると考えられますし、今後、パートの雇用問題の解決のためには、パート問題を雇用政策あるいは社会政策の上でどう考えていくのかということと検討していかねばならない問題であると思つております。

利子所得及び有価証券譲渡益の課税のあり方でございますけれども、現行の所得税制につきましては総合課税を原則としておりまして、利子・株式譲渡益課税につきましては、その所得の性格等に依りまして、実質的な公平を図るために分離課税が採用されておるところであります。株式譲渡益や利子に対する課税のあり方については、先般の改正の際、総合課税への移行問題も含め見直しを行う旨の規定が設けられておりまして、この規定の定めるところに従いまして検討してまいりたいと考えております。

納税者番号制度の導入につきましては、制度の前提となります番号をどうするか等についての幅広い視点から検討を行う必要があるとともに、プライバシー問題や、制度導入に伴い国民が受忍しなければならない煩わしさや費用等の問題についての国民の理解と合意が形成されているかどうか、これが重要な問題であると思ひます。こうした考え方を踏まえまして、税制調査会に納税者番号等検討小委員会がございまして、これを再開いたしました。私どもはさらにこの検討の結果を見詰めていきたいというふうに思つております。

証券税制の見直しの問題でありますけれども、先般の自民党の当面の経済施策についてという御提言、私どもも承っておりますところでござい

ます。ただし、最近の株価の動向は、現行税制に問題があるために生じているとは考えておりません。いずれにしても、証券税制にかかわる問題については、課税の適正公平の確保の観点や税制全体のあり方、財政事情等を総合的に勘案しつつ、中長期的に検討していくべきものであるというふうに考えます。

また、財形貯蓄に関しましてでありますけれども、財形貯蓄の非課税制度は、一般の預貯金金利を原則課税とする中で、勤労者に限って住宅貯蓄及び年金貯蓄について特に元本五百万円までの利子を非課税とするものでございまして、勤労者の皆様には十分配慮されているものであるということと申し上げられます。この非課税限度額の引き上げにつきましては、自営業者や多額の貯蓄を行う余裕のない勤労者など、この非課税制度の特典を活用できない者とのバランスを失しかねないこと、また、現在の平均貯蓄残高は約百五十万円にか

ましたときに何らかの応益的負担を求めるべきではないかという意見もあることを承知しております。このような意見を踏まえまして、これまで税制調査会において負担の公平確保の観点から赤字法人に対する課税のあり方について検討が行われてきたところであります。

今回、赤字法人の欠損金の繰り戻し還付制度についてその適用を二年間停止することとしておりますけれども、赤字法人課税の問題につきましては、税制調査会の答申などを踏まえまして、今後ともさらに適切に対処していきたいということを申し上げます。

家賃控除の問題でありますけれども、家賃は食費や被服費などと同様に典型的な生計費であることから、家賃だけを取り出して特別の控除を設けることは基本的な問題があるほか、より高額の家賃を払っている者がより大きな恩恵を享受するということになろうと思ひます。また、家賃控除の創設は賃貸の住宅への需要だけを刺激することになりまして、優良な賃貸住宅の供給には結びつかないであろうと思ひておりました。これは各国とも国自身がそういう措置をとっておらないということをお願いいたします。

相親税の軽減措置でございますけれども、この基本的な考え方は、健全な個人の資産の形成と国民生活の安定に配慮しつつ、富の分配の不公平を是正するという役割を担うのがそのあるべき姿と考えております。今回の改正におきましても、相続税の負担調整のために税率適用区分の幅の拡大を図りつつも、最高税率七〇%を維持するなど資産再配分機能は損なわれていないと考えています。

なお、今回の改正に際しまして小規模宅地につ

いての相続税の課税の特例を拡充することとしておりまして、地価上昇に關しては十分配慮したものといたふうに考えております。

以上、お答えいたしました。(拍手)

〔国務大臣山崎拓君登壇、拍手〕

○国務大臣(山崎拓君) 政府といたしましては、現行の第六期住宅建設五カ年計画におきまして、大都市の借家世帯の居住水準が低いことにかんがみまして、標準的な世帯向け賃貸住宅の供給に重点的に取り組むことといたしております。このための税制上の措置として、平成四年度において、三大都市圏におけるファミリー向け優良賃貸住宅建設促進税制を創設することとしたところでございます。

なお、家賃控除制度の創設につきましては、ただいま大蔵大臣が申し上げましたとおり、家賃は食費や被服費と同様に典型的な生計費でございます。家賃だけを取り出して特別の控除を設けることには、税制面のあり方といたしまして基本的な問題があるとされているところでございます。(拍手)

○議長(長田裕二君) これにて質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二十五分散会

出席者は左のとおり。

議長 長田 裕二君
副議長 小山 一平君
議員 常松 克安君 寺崎 昭久君

針生 雄吉君	今泉 隆雄君	大木 浩君	岡部 三郎君
足立 良平君	大島 慶久君	梶原 清君	関口 恵造君
木庭健太郎君	猪熊 重三君	石井 一二君	宮澤 弘君
西川 潔君	猪木 寛至君	柳川 覺治君	井上 裕君
木宮 和彦君	小野 清子君	下条進一郎君	佐々木 満君
中川 嘉美君	白浜 一良君	仲川 幸男君	山本 富雄君
及川 順郎君	下村 泰君	井上 孝君	服部 安司君
勝木 健司君	大塚清次郎君	鈴木 省吾君	世耕 政隆君
守住 有信君	矢原 秀男君	井上 吉夫君	遠藤 要君
鶴岡 洋君	刈田 貞子君	大島 友治君	岡田 広君
喜屋武眞榮君	橋本孝一郎君	北 修二君	斎藤 十朗君
小西 博行君	大河原太一郎君	宮崎 秀樹君	平野 清君
中野 鉄造君	太田 淳夫君	秋山 肇君	二木 秀夫君
和田 教美君	井上 計君	陣内 孝雄君	清水嘉子君
山田 勇君	板垣 正君	須藤良太郎君	木暮 山人君
前田 勲男君	黒柳 明君	鎌田 要人君	鹿熊 安正君
峯山 昭範君	高桑 榮松君	尾辻 秀久君	永田 良雄君
中西 珠子君	三木 忠雄君	永野 茂門君	松浦 孝治君
田淵 哲也君	三治 重信君	井上 章平君	石川 弘君
田中 正巳君	加藤 武徳君	合馬 敬君	片山虎之助君
土屋 義彦君	真島 一男君	石渡 清元君	西田 吉宏君
関根 則之君	青木 幹雄君	藤田 雄山君	石原健太郎君
香掛 哲男君	山口 光一君	松尾 官平君	向山 一人君
星野 朋市君	野村 五男君	倉田 寛之君	吉川 芳男君
成瀬 守重君	田村 秀昭君	上杉 光弘君	田沢 智治君
前島英三郎君	久世 公亮君	高木 正明君	福田 宏一君
下稻葉耕吉君	鈴木 貞敏君	松浦 功君	森山 眞弓君
田辺 哲夫君	中曾根弘文君	村上 正邦君	藤井 孝男君
石井 道子君	吉川 博君	沢田 一精君	山東 昭子君
山岡 賢次君	竹山 裕君	坂野 重信君	斎藤栄三郎君
岡野 裕君	大浜 方策君	野末 陳平君	大鷹 淑子君
斎藤 文夫君	野沢 太三君	原 文兵衛君	初村滝一郎君

平成四年三月十一日 参議院會議録第五号 議長の報告事項

中西 一郎君	中村 太郎君
後藤 正夫君	伊江 朝雄君
岩崎 純三君	谷川 寛三君
三重野榮子君	喜岡 淳君
西野 康雄君	既 正敏君
村田 誠賢君	紀平 梯子君
種田 誠君	岩本 久人君
肥田美代子君	北村 哲男君
前畑 幸子君	吉田 達男君
櫻井 規順君	西岡瑠璃子君
三上 隆雄君	小林 正君
深田 肇君	國弘 正雄君
谷本 魏君	会田 長榮君
清水 澄子君	三石 久江君
野別 隆俊君	庄司 中君
千葉 景子君	田淵 勲二君
細谷 昭雄君	松前 達郎君
磯山 篤君	小川 仁一君
稻村 稔夫君	村沢 牧君
安恒 良一君	久保 亘君
粕谷 照美君	対馬 孝且君
浜本 万三君	大森 昭君
菅野 久光君	佐藤 三吾君
篠崎 年子君	谷畑 孝君
山田 健一君	萩野 浩基君
高井 和伸君	高崎 裕子君
角田 義一君	日下部彌代子君
乾 晴美君	栗森 喬君
林 紀子君	吉川 春子君
堀 利和君	堂本 暁子君
森 暢子君	磯村 修君
近藤 忠孝君	諫山 博君

菅野 壽君	大瀨 絹子君
淵上 貞雄君	竹村 泰子君
池田 治君	井上 哲夫君
神谷信之助君	沓脱タケ子君
梶原 敬義君	上野 雄文君
星川 保松君	古川太三郎君
山中 郁子君	橋本 敦君
矢田部 理君	福岡 知之君
青木 新次君	野田 哲君
中村 鋭一君	笹野 貞子君
吉岡 吉典君	市川 正一君
源谷 英行君	山田耕三郎君
吉田 之久君	立木 洋君
小笠原貞子君	上田耕一郎君

國務大臣
内閣総理大臣 宮澤 喜一君
大蔵大臣 羽田 孜君
建設大臣 山崎 拓君
國務大臣 野田 毅君
(経済企画庁長官)
政府委員
大蔵省主税局長 濱本 英輔君

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第二五号)
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。
旅券法の一部を改正する法律案(閣法第二三三号)
外務委員会に付託
沖縄振興開発特別措置法及び沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二二二号)
沖繩及び北方問題に関する特別委員会に付託
同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
平成三年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案
同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。
委員派遣承認要求書
一、目的 産業の動向、流通構造、社会資本整備等国民生活に関する諸問題の実情調査
一、派遣委員
大島 友治 清水嘉与子
刈田 貞子 近藤 忠孝
寺崎 昭久 谷畑 孝
三重野榮子 池田 治
一、派遣地 愛媛県 広島県
一、期間 二月十七日から同月十九日まで三日間
一、費用 概算八〇七、五八〇円
右のとおり議決した。よって参議院規則第八十条の八において準用する第百八十条の二により承認を求めます。

平成四年二月十四日
国民生活に関する調査会長 遠藤 要
参議院議長 長田 裕二殿
同日本院は、国家公安委員会委員に岩男寿美子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日本院は、中央社会保険医療協議会委員に井原哲夫君及び館龍一郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日本院は、航空事故調査委員会委員長に竹内和之君、同委員に東昭君、東口實君、宮内恒幸君及び吉末幹昌君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日本院は、労働保険審査会委員に小川博君及び山口泰夫君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
平成三年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律
去る二月十五日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。
輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法案(閣法第二六六号)
商工委員会に付託
通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案(閣法第二七号)
有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法案(閣法第二八号)
逓信委員会に付託

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

米海軍艦船の「母港」に関する質問主意書(改正敏君提出)

去る二月十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員

辞任

補欠

林

紀子君

補欠

近藤 忠孝君

農林水産委員

辞任

補欠

近藤 忠孝君

林

紀子君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

大浜 方榮君

補欠

谷本 鑑君

須藤良太郎君

会田 長栄君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを商工委員会に付託した。

伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二一九号)

特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法案(閣法第三〇号)

金属鉱業等鉱害対策特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第三二二号)

同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による平成三年度第二・四半期における予算使用の状況の報告を受領した。

同日議長は、本年二月二十四日にモンゴル国とわが国の外交関係樹立二十周年を迎えるに際し、ラドナースムベレルイン・ゴンナグドルジ同国国家

小会議議長宛祝電を発送した。

去る二月十八日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖繩及び北方問題に関する特別委員

辞任

補欠

須藤良太郎君

会田 長栄君

谷本 鑑君

大浜 方榮君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを労働委員会に付託した。

労働安全衛生法及び労働災害防止団体法の一部を改正する法律案(閣法第三三三号)

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律案(閣法第三三三号)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を内閣委員会に付託した。

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二二二号)

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 沖繩振興開発特別措置法及び沖繩の復興に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案の審査に資するため

一、派遣委員

福田 宏一 大城 眞順

北 修二 喜岡 淳

針生 雄吉 市川 正一

山田耕三郎 喜屋武眞榮

一、派遣地 沖繩県

一、期間 二月二十六日及び二十七日の二日間
一、費用 概算八二三、二〇〇円

右のとおり議決した。よって参議院規則第八十条の二により承認を求めます。

平成四年二月十八日

沖繩及び北方問題に関する特別委員長 福田 宏一

参議院議長 長田 裕二殿

同日議員から次の質問主意書が提出された。

「日米グローバル・パートナーシップに関する東京宣言」についての質問主意書(改正敏君提出)

同日内閣から、次の質問については、いずれも検討する必要がある、これに日時を要するため、それぞれ明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による各通知書を受領した。

参議院議員改正敏君提出自衛のための必要最小限度の武力の規模に関する再質問(答弁することのできる期限 三月十一日)

参議院議員改正敏君提出防衛庁における「部外秘」に関する質問(同 三月七日)

同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による平成三年度第二・四半期における国庫の状況の報告を受領した。

去る二月十九日次の質問主意書を内閣に転送した。

「日米グローバル・パートナーシップに関する東京宣言」についての質問主意書(改正敏君提出)

去る二十一日内閣から次の議案が提出された。

農業改良資金助成法の一部を改正する法律案(閣法第三六号)

同日内閣から次の議案が提出された。よって議長

は即日これを外務委員会に付託した。

アジア太平洋郵便連合一般規則及びアジア太平洋郵便条約の締結について承認を求めるの件(閣法第四号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律案(閣法第三四号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣法第一号)

障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約(第五十九号)の締結について承認を求めるの件(閣法第二号)

北太平洋における潮河性魚類の系群の保存のための条約の締結について承認を求めるの件(閣法第三号)

外務委員会に付託

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案(閣法第三五号)

建設委員会に付託

同日議員から次の質問主意書が提出された。

在朝鮮国連軍に関する再質問主意書(改正敏君提出)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員村沢牧君提出米の市場開放問題に関する質問に対する答弁書

参議院議員改正敏君提出米海軍艦船の「母港」に関する質問に対する答弁書

去る二月二十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員

辞任

補欠

中村 太郎君

星野 朋市君

農林水産委員

辞任

補欠

星野 朋市君

中村 太郎君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第三七号）

国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び米州開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三八号）

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案（閣法第三九号）

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員正敏君提出「日米グローバル・パートナーシップに関する東京宣言」についての質問に対する答弁書

同日議長は、日本・モンゴル外交関係樹立二十周年に際し、ラドナースムベレルイン・ゴンチグドルジ・モンゴル国国家小会議議長より祝電を接受した。

同日内閣総理大臣から議長宛、同日公青等調整委員会委員長長勝見嘉美君及び運輸省海上交通局長大金瑞穂君の第百二十三回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十三回国会政府委員に任命することを承認した。

公害等調整委員会
委員長職務代理
海老原義彦君

運輸省海上交通
局長事務代理
和田 義文君

同日内閣総理大臣から議長宛、公害等調整委員会委員長職務代理海老原義彦君外一名（同日議長承認）を、第百二十三回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る二月二十六日茨城県選出議員狩野明男君が逝去された。

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

喜岡 淳君

会田 長栄君

大蔵委員

辞任

補欠

星野 朋市君

中村 太郎君

文教委員

辞任

補欠

会田 長栄君

喜岡 淳君

農林水産委員

辞任

補欠

大塚清次郎君

川原新次郎君

運輸委員

辞任

補欠

中村 太郎君

星野 朋市君

通信委員

辞任

補欠

三重野栄子君

池田 治君

中村 鋭一君

労働委員

辞任

補欠

岩崎 純三君

野村 五男君

国会法第四十二
条第二項但書の
規定によるもの

国会法第四十二
条第三項の規定
によるもの

川原新次郎君

大塚清次郎君

予算委員

辞任

補欠

喜屋武真榮君

西川 潔君

決算委員

辞任

補欠

野村 五男君

川原新次郎君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案（閣法第四〇号）

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

在朝鮮国連軍に関する再質問主意書（正敏君提出）

去る二月二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

会田 長栄君

喜岡 淳君

地方行政委員

辞任

補欠

磯村 修君

星川 保松君

地方行政委員

辞任

補欠

土屋 義彦君

藤田 雄山君

岩本 久人君

櫻井 規順君

星川 保松君

磯村 修君

大蔵委員

辞任

補欠

藤田 雄山君

土屋 義彦君

文政委員

辞任

補欠

中村 鋭一君

池田 治君

厚生委員

辞任

補欠

喜岡 淳君

会田 長栄君

運輸委員

辞任

補欠

櫻井 規順君

岩本 久人君

堀 利和君

菅野 壽君

通信委員

辞任

補欠

池田 治君

中村 鋭一君

同日議長において、次のとおり調査会委員の補欠を指名した。

産業・資源エネルギーに関する調査会委員

重富吉之助君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

運輸委員会

理事 松浦 孝治君（野沢太三君の補欠）

理事 片上 公人君（中川嘉美君の補欠）

去る二月二十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十三回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十三回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十三回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十三回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十三回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十三回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十三回国会政府委員に任命することを承認した。

内閣委員

辞任

星川 保松君

補欠

磯村 修君

地方行政委員

辞任

藤田 雄山君

補欠

土屋 義彦君

櫻井 規順君

岩本 久人君

磯村 修君

星川 保松君

大蔵委員

辞任

土屋 義彦君

補欠

藤田 雄山君

厚生委員

辞任

堀 利和君

補欠

菅野 壽君

農林水産委員

辞任

川原新次郎君

補欠

大塚清次郎君

運輸委員

辞任

岩本 久人君

補欠

櫻井 規順君

通信委員

辞任

菅野 壽君

補欠

堀 利和君

労働委員

辞任

三重野栄子君

補欠

一井 淳治君

決算委員

辞任

大塚清次郎君

補欠

川原新次郎君

辞任

野村 五男君

補欠

野村 五男君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
国会等の移転に関する特別委員

辞任

矢原 秀男君

補欠

中川 嘉美君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四一号)

船員法の一部を改正する法律案(閣法第四二号)

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第一号)

去る二月二十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
農林水産委員

去る三月二日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
研究交流促進法の一部を改正する法律案(閣法第四三三号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員黒柳明君提出在日米軍基地内ゴルフ場の利用に関する質問に対する答弁書
参議院議員阪正敏君提出在朝鮮国連軍に関する再質問に対する答弁書
去る四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
外務委員

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
環境特別委員

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
環境特別委員

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
環境特別委員

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
環境特別委員

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
環境特別委員

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
環境特別委員

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
環境特別委員

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
環境特別委員

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
環境特別委員

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
環境特別委員

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
環境特別委員

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
環境特別委員

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
環境特別委員

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
環境特別委員

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
環境特別委員

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
環境特別委員

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
環境特別委員

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
環境特別委員

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
環境特別委員

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
環境特別委員

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
環境特別委員

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
環境特別委員

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
環境特別委員

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
環境特別委員

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
環境特別委員

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
環境特別委員

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
環境特別委員

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
環境特別委員

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
環境特別委員

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
環境特別委員

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
環境特別委員

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
環境特別委員

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
環境特別委員

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
環境特別委員

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
環境特別委員

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
環境特別委員

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
環境特別委員

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
環境特別委員

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
環境特別委員

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
環境特別委員

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
環境特別委員

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
環境特別委員

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

青木 薪次君

補欠

山田 健一君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

短時間労働者の通常の労働者との均等待遇及び適正な就業条件の確保に関する法律案(永井孝信君外六名提出)(衆第二号)

同日内閣総理大臣から議長宛、同日外務省情報調査局長鈴木勝也君の第百二十三回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十三回国会政府委員に任命すること承認した。

外務省情報調査局長事務代理 七尾 清彦君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省情報調査局長事務代理七尾清彦君(同日議長承認を、第百二十三回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員

辞任

川原新次郎君

補欠

石川 弘君

文教委員

辞任

平井 卓志君

補欠

真島 一男君

通信委員

辞任

西川 潔君

補欠

下村 泰君

労働委員

辞任

石川 弘君

補欠

川原新次郎君

田村 秀昭君

補欠

岩崎 純三君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

川原新次郎君

補欠

田村 秀昭君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

山田 健一君

補欠

青木 薪次君

同日議員から次の議案が提出された。

寒冷地福祉手当支給事業促進法案(対馬孝且君外六名発議)(参第一号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

恩給法等の一部を改正する法律案(閣法第一八号)

通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案(閣法第二七号)

有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法案(閣法第二八号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四九号)

刑事補償法の一部を改正する法律案(閣法第五〇号)

○号)

少年の保護事件に係る補償に関する法律案(閣法第五一号)

法務委員会に付託

産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律案(閣法第四七号)

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(閣法第四八号)

厚生委員会に付託

郵便貯金法の一部を改正する法律案(閣法第五二号)

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(閣法第五三号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員正敏君提出防衛庁における「部外秘」に関する質問に対する答弁書

同日衆議院から、同院は中央選挙管理委員会及び同予備委員を左記のとおり指名した旨の通知書を受領した。

記

中央選挙管理委員会

堀家 嘉郎君

皆川 迪夫君

角尾 隆信君

石田 武君

岡本 富夫君

去る七日内閣から次の議案が提出された。

看護婦等の人材確保の促進に関する法律案(閣法第五四号)

社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律案(閣法第五五号)

同日内閣から次の議案が提出された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

郵便法の一部を改正する法律案(閣法第五六号)

お年玉付郵便葉書等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五七号)

通信委員会に付託

職業能力開発促進法の一部を改正する法律案(閣法第五八号)

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五九号)

労働委員会に付託

一昨九日議員から次の質問主意書が提出された。

過誤納固定資産税返還に関する質問主意書(猪熊重二君提出)

昨十日内閣総理大臣から、次のとおり補欠選挙に当選した旨の通知書を受領した。

宮城県選出(二月十日当選)

萩野 浩基君(故栗村和夫君の補欠)

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

選挙制度に関する特別委員

辞任

岩本 久人君

補欠

吉田 達男君

森 暢子君

本岡 昭次君 篠崎 年子君
安永 英雄君 三重野榮子君
同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

通信委員会

理事 中村 鋭二君 (中村鋭二君の補欠)
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

旅券法の一部を改正する法律案(閣法第三三三号)

外務委員会に付託

輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法案(閣法第二二六号)

商工委員会に付託

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二七号)

選挙制度に関する特別委員会に付託

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

自衛隊法の一部を改正する法律案(閣法第六一七号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第六〇号)

地方行政委員会に付託

長野オリンピック冬季競技大会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案(閣法第六二二号)

文教委員会に付託

中小企業流通業務効率化促進法案(閣法第六三三号)

商工委員会に付託

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

寒冷地福祉手当支給事業促進法案(対馬孝且君外六名発議)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員飯正敏君提出自衛のための必要最小限度の武力の規模に関する再質問に対する答弁書

在日米軍基地内ゴルフ場の利用に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成四年一月二十四日

参議院議長 長田 裕二殿

黒柳 明

在日米軍基地内ゴルフ場の利用に関する質問主意書

私はかねてより、在日米軍基地内のゴルフ場における防衛庁・自衛隊幹部の利用を問題視してきたが、最近再びこの問題が取りざたされているので以下、質問する。

一、在日米軍から防衛庁及び自衛隊に貸与されている基地内ゴルフ場の会員証の数はどれだけあるのか。また、そのうち記名のものは誰に何枚貸与され、無記名のものはどこに何枚貸与されているのか。

二、日米親善の目的のため、防衛庁・自衛隊職員は提供施設内のゴルフ場をどのくらい利用しているのか。施設ごとに過去五年間の年度別利用回数及び人数を示されたい。

三、防衛庁・自衛隊職員以外の利用状況はどうか。

四、会員証に明記された本人以外が利用しているケースがあれば、その実態を明らかにされた。

五、政府はこの問題をどう認識し、今後どのように対処されるのか。

右質問する。

平成四年三月三日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

参議院議長 長田 裕二殿

参議院議員黒柳明君提出在日米軍基地内ゴルフ場の利用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員黒柳明君提出在日米軍基地内ゴルフ場の利用に関する質問に対する答弁書

一について
御指摘のゴルフ場は国内に十箇所あるが、防衛庁職員が所持しているゴルフ場の会員証は、約三百枚であると承知している。そのうち、無記名のものは、在日米軍との渉外関係部局が五枚所持し、記名のものは、当該ゴルフ場の近くに勤務する防衛庁の幹部職員等が所持している。

二から四までについて
御指摘のゴルフ場の米軍人を含む年間総利用者数については、おおむね把握できたが、御質問の利用状況等については、資料が残っていないため、把握できない。

五について

在日米軍関係者以外の者による御指摘のゴルフ場の利用については、在日米軍が米軍の利用に支障のない範囲に限り米軍との友好親善の意味合いから認めているものと理解しており、今後とも、かかる趣旨を踏まえ、節度を保っていくべきものと考えます。

米の市場開放問題に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成四年一月二十九日

参議院議長 長田 裕二殿

村沢 牧

米の市場開放問題に関する質問主意書

我が国農業は、長い歴史の試練を受けながら、国民食糧その他の農産物の供給、資源の有効利用、国土の保全、国内市場の拡大等国民経済の発展と国民生活の安定に寄与してきた。

さらに、近年、地球規模における環境問題が国内のみならず国際的な課題となっているが、その中で特に農業の国土・自然環境保全に果たす役割の重要性が新たに認識されている。

言うまでもなく、各国農業の置かれている状況は実に千差万別であり、我が国の米については、主食であるとともに食文化をも形成してきた。

しかし、我が国農業の置かれている状況は、国内的には、全水田面積の三割に及ぶ米の生産調整の実施、穀物自給率三十三パーセントという先進工業諸国の中でも際立って低い食料自給率、後継

者・担い手の不足、耕作放棄地面積の増大等多くの困難な問題に直面している。他方、国際的には、世界最大の農産物純輸入国である我が国において、牛肉・オレンジの輸入自由化等の実施とも相まって、我が国農業・農政の国際化が進展してきたが、現在交渉中のガット・ウルグアイ・ラウンドにおける農業交渉では、国境措置として関税化が議論され、海外からの米の市場開放圧力が高まってきている。

このように、我が国農業を取り巻く諸情勢は、近年に例を見ないほど厳しい。しかし、ウルグアイ・ラウンド農業交渉が最終局面を迎えている今こそ、政府は、日本農業とりわけ米を守るため、毅然たる態度を内外に明らかにすべきである。国内においても、米の自由化、関税化に反対し、あるいはミニマム・アクセスにも反対する運動が、農民、農業団体だけでなく、労働者団体及び消費者団体においても起こっている。国民の世論調査にもその結果が表れており、また、全国の地方自治体の九割が米の自由化反対の決議等を行っている。

かかる見地に立つて、以下質問する。

一 米をめぐる内外の状況の認識について
政府は、我が国農業における米の重要性をどのように認識しているのか。また、米をめぐる内外の状況をどのように把握し、認識しているのか明確にされたい。

二 ダンケル事務局長の農業交渉合意案について
一九八六年九月、交渉開始が宣言されたガット・ウルグアイ・ラウンドにおいて、我が国は、交渉当初より食料安全保障の観点から、基礎的食料については所要の国内水準を維持する

ために必要な国境調整措置を講ずることを主張してきた。

しかるに九一年十二月二十日、ダンケル事務局長から提示された農業交渉合意文書案は、関税以外のすべての国境措置を関税に転換し、転換後の関税を削減するとともに、ミニマム・アクセスを設定する、国内支持を削減するとなっている。

一方、輸出補助金は撤廃することなく、削減するに過ぎない。このことは、輸出補助金に比し、国境措置の取扱いにバランスを欠いており、なかなか、合意文書案本文には食料安全保障等が配慮されておらず、例外なき関税化によって我が国の米輸入制限措置についても関税化が求められることになる。

このような案は、我が国としては絶対に受け入れることのできないものであると考えるが、政府はダンケル合意文書案をどのように評価しているのか。

三 国会決議と政府の対応について

政府は国権の最高機関である国会の決議を尊重すべきであるのに、これまでたびたび国会決議軽視の態度がうかがえるのは納得できない。

1 国会決議に対する政府の基本的認識を明らかにされたい。

2 言うまでもなく、衆参両院において、これまで繰り返し決議を行ってきた。すなわち、本院本会議においては、「食糧自給力強化に関する決議」(第九十一回国会 昭和五十五年四月二十三日)、「米の需給安定に関する決議」(第一百一回国会 昭和五十九年七月二十日)、「米の自由化反対に関する決議」(第一百十

三回国会 昭和六十三年九月二十一日)が三度にわたり行われている。特に、本院においては、「米の完全自給を明記している。

また、本院農林水産委員会においても、「農畜水産物の輸入自由化反対に関する決議」(第九十六回国会 昭和五十七年五月十三日)、「農林水産物の市場開放問題に関する決議」(第一百二回国会 昭和六十年五月三十日)がいずれも全会一致で行われている。

なお、同様の決議が衆議院の本会議及び農林水産委員会で行われているところである。さらに、本院農林水産委員会では、農業を取り巻く厳しい内外の諸情勢下において、我が国の農業の振興と国民食生活の安定のため、米の完全自給方針の堅持、食料自給率の引上げ、中山間地域農業の振興等六項目にわたる「農業政策の拡充に関する決議」(第一百十六回国会 平成元年十一月十七日)を全会一致で行っている。

そこで、ウルグアイ・ラウンド農業交渉に当たり、政府は、これら国会決議をどのように理解し、対処してきたのか明らかにされたい。

3 本院の決議は、米の完全自給方針の堅持を明記している。完全自給とは、部分自由化をも認めない趣旨であることは、これまでの国会決議で明らかにされている。

歴代総理及び農林水産大臣は、国会の審議を通じて、本院の米の完全自給を求める決議を尊重することを明言してきたが、この考えに変わりはないのか明らかにされたい。

4 最終局面を迎えているウルグアイ・ラウンド農業交渉において、今後、国会決議の趣旨をどのような形で反映させるつもりなのか政府の決意を明らかにされたい。

5 牛肉・オレンジ交渉では、結局、政府は国会決議に反する対応をとった。米の市場開放問題についても、政府が同様の対応をとるならば、その責任は厳しく問われねばならない。仮にそうなったとき、具体的にどのような形で責任を取るつもりなのか明らかにされたい。

四 米の国内自給の政府の基本的方針について
歴代内閣総理大臣は、米の食料安全保障や米の重要性を主張して、米は国会決議を踏まえ、今後とも国内生産で自給するという基本方針で対処すると述べている。

さらに、前内閣の海部総理も、施政方針、所信及びそれらの答弁の中で、我が国農業の基幹である米については、米及び稲作の格別の重要性にかんがみ、国会における決議などの趣旨を体し、国内産で自給するとの基本方針で対処する旨、表明している。

しかし、宮澤総理は、第一百二十三回国会の施政方針演説において、米については、これまでの基本方針のもと、相互の協力による解決に向けて、最大限の努力を傾注すると述べるにとどまり、米についての方針が明瞭にされておらず、このため、柔軟に対応するのではないかと危惧する声が伝えられている。

そこで、歴代総理のように、米についての基本方針と決意を明確にすることを求める。
また、総理は、この問題について、毅然たる態度をとり、我が国の立場を堂々と主張して、

我が国の将来の方針を誤ることなく今後とも臨むべきであると考え、政府の見解を明らかにされたい。

五 米の関税化に対する我が国の対応について

ダンケル事務局長の農業交渉合意案によれば、我が国の米輸入制限措置についても関税化が求められることになるが、これに対し関税化を拒否すべきである。

1 関税化は、当初高関税が維持できたとしても、徐々に関税率の引下げを求められ、将来的には、極めて低い水準までに引き下げられてしまう可能性が大きい。そして、このような完全自由化に迫り込まれた場合、例えば米政策研究会の予測によると米供給量の六十パーセントが輸入米に置き換わり、我が国の米生産は壊滅的打撃を受けるものとされている。また、仮に高関税を長期にわたり維持できたとしても、関税化は、高額の輸出補助金や為替相場及び国際価格の変動の前には無力であり、輸入の拡大を食い止めることは困難である。

このように、関税化は、自由化そのものであり、我が国農業・農村を守り、また食料安全保障を確保し、国土を保全していくためには、阻止することが絶対に必要である。

したがって、政府は、米の関税化を拒否するという方針をどこまでも貫き通さなければならぬと思うが、この点に関する政府の方針と決意について明らかにされたい。

2 米の関税化は、食糧管理制度による現行の米輸入制限措置と両立し得ないことは、本院農林水産委員会で食糧庁長官も言明している

ところである。そのため、関税化するためには食糧管理法の改正が必要である。しかしながら、全会一致で成立した米自由化反対の国会決議と相反する内容を持つ食糧管理法の改正が国会で成立することはあり得ないであろうし、宮澤総理も、日本社会党の申入れに対し、関税化を受け入れるためには食糧法の改正が必要であるが、国会の勢力からみても食糧法の改正は困難であり、国内法を改正することができないものを受け入れるわけにはいかないと言明している。

したがって、諸外国の圧力によって、米の関税化を約束しても、それを実行することは極めて困難であり、このような状況の中で関税化の受入れを表明することは、かえって国際的な非難を浴びかねないが、この点についての政府の認識を明らかにされたい。

あわせて、食糧法の根幹に係るような重要な問題を政令改正などによって糊塗するようなことをしてはならないが、明確な方針を表明されたい。

六 食糧管理法の堅持について

食糧管理法は、制定以来、国民食糧の確保と国民経済の安定を図るため、米の全量管理、二重価格制、流通ルートの特定、輸出入の許可制等を主な柱として、運営されてきた。万一、食糧管理法を廃止して、米を自由流通させる場合には、価格が乱高下し、現在のように食べたいだけの米を一定の価格で買うことは不可能になると言われている。すなわち、米を自由流通させた場合には、新米の出回り期には供給量が豊富であるが、徐々に品薄となり、七、八月の端

境期には不足して、価格が高騰することになるうし、また、米が貯蔵しやすい物資であるため、買占め、売惜しみという投機の対象になり、大正時代に起きた米騒動を再来させる危険性があると言える。また、災害の多発しやすい我が国の稲作においては、しばしば大きな需給の不均衡が生まれることは昨今でも見られるところである。

このような事情を考えると、食糧管理法堅持が極めて重要であることは、いくら強調しても、強調し過ぎることではないのである。そこで、食糧管理法に關して、次のことを伺いたい。

1 歴代総理及び農林水産大臣は、食糧管理法を堅持することを国会で表明しており、そのことは政府・自民党の公約でもある。米の関税化・自由化は、食糧法の根幹にふれる問題である。そこで、政府はいかなる決意を持って、食糧管理法を堅持していく方針であるか。

2 政府は、米を安定的に供給するため、十分な数量の政府米を買入れ、備蓄すべきではないか。

3 政府は、農家が米を再生産できるように、生産者米価を決定すべきではないか。

4 平成二年産米から「自主流通米価格形成の場」での取引が開始されたが、今後も、農家に不安を抱かせることがないよう、上場回数、上場数量、値幅制限等について、十分に配慮していく方針であるか。

5 政府米は、米の消費拡大を図るため、米飯学校給食の普及等に更に強力に取り組むべきではないか。

七 米問題の二国間協議について

米問題については、二国間協議の対象にせず、ウルグアイ・ラウンド交渉の場で協議することが、日米の了解事項であり、政府の方針であった。今後ともこの方針に変更はないか伺いたい。

八 関税化容認発言の撤回について

最近閣僚の一人が、「包括的関税化の受入れ」「六百パーセントの高率関税なら日本の米には影響がない」などの見解を繰り返し表明している。このことは、国会決議を踏みにじるだけでなく、ガット農業交渉における我が国政府の主張と提案に真っ向から反するものであり、閣内不統一であって断じて容認できない。よって政府に対し、閣僚による関税化容認の発言を撤回させることを強く要求し、政府の統一見解を求める。

内外に対し、我が国政府が揺るぎない姿勢を明確に示さず、事態を放置するならば、ウルグアイ・ラウンドにおいて、否応なしに例外なき関税化、ミニマム・アクセスが導入されてしまう。仮にそのような事態に至れば、我が国農業は壊滅的な打撃を受け、主たる米さえ供給できなくなるのは必至である。

このような事態を招来せず、二十一世紀に向けての我が国農業の明るい将来展望を切り開くため、ここに質問主意書を提出するものである。

以上の質問は緊急を要するので、国会法第七十五条の規定を尊重し、早急に答弁することを求める。

右質問する。

平成四年二月二十一日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

参議院議長 長田 裕二殿

参議院議員村沢牧君提出米の市場開放問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員村沢牧君提出米の市場開放問題に関する質問に対する答弁書

一について

米は、我が国農業の基幹作物であり、稲作農業は、関連産業とあいまって農業生産及び地域経済上極めて大きなウェイトを占めている。また、水田は、食料の安定供給のみならず、洪水の防止、水資源の涵養、土壌浸食の防止等多面的かつ重要な機能を有している。

我が国の稲作については、国内の需要動向に即し、全水田面積の三割近い厳しい生産調整が実施されているが、その中で生産性の向上や前述の多面的機能の発揮が図られている。

米に関する国際的な状況については、各国において従前から自給的生産が行われていることから、その生産量に対する貿易量の割合が小さく、国際価格が変動しやすい等不安定な状況にある。また、ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉の一環として、農産物貿易の非関税措置を関税化する旨の提案等がなされており、我が国の米についても海外からの市場開放圧力が高まってきた。

二について

ダンケル貿易交渉委員会議長の提示した最終文書案の中の農業分野については、輸出補助金の取扱いと国境措置の取扱いがバランスを欠いており、特に、包括的関税化については困難な問題があると考えている。

三について

いわゆる国会決議は、議決の形式で行われる衆議院又は参議院の意思表示であり、法律のよりに法的拘束力を持つものではないが、国会は国権の最高機関であることから、政府は、国会を構成する各議院の意思として示された決議の趣旨を尊重し、その実現に努力すべき政治的な責務を負うものと考えている。

政府は、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉において、国会決議についてこのような理解の下に、その趣旨を体し、米については国内産で自給するとの基本的な方針の下で交渉に臨んできたところである。

四について

政府は、米については国会決議等の趣旨を体し、国内産で自給することを基本的な方針としてきているところである。

第百二十三回国会における内閣総理大臣施政方針演説においても、農業については、各国ともそれぞれ困難な問題を抱えている中で、我が国の米についてはこれまでの基本的な方針の下、相互の協力による解決に向けて、最大限の努力を傾注していくことを述べているところである。

五について

政府は、かねてから、米の需給については数量管理が必要であると考慮しており、関税化は受け入れ難い旨を主張しているところである。今後とも、米についてはこれまでの基本的な方針の下で対処していく考えである。

六の1について

食糧管理制度については、国民の主食である米について政府が責任を持って管理することにより、生産者に対してはその再生産を確保し、消費者に対しては安定的にその供給責任を果たすことを制度の基本としているが、平成元年六月に農政審議会から報告された「今後の米政策及び米管理の方向」に沿って、適切な運営改善を図っているところである。

六の2について

国民の主食である米については、作柄の変動等に対応した安定供給を図るとする基本的な考え方に基づいて、適切な需給操作を図りつつ、政府及び民間において適正な水準の在庫を保有しているところである。

六の3について

米の政府買入価格については、食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第三条第二項の規定に基づき、適正に決定しているところである。

六の4について

財団法人自主流通米価格形成機構における入札取引については、自主流通米の適正かつ円滑な価格形成を促進するという観点から、関係者の理解と合意を得つつ、今後とも同機構において適切な運営が図られるよう必要な助言、指導を行っていくこととしている。

六の5について

米の消費拡大については、米の需給均衡に資するとともに長期的に我が国の風土・資源に適した日本型食生活を維持し、広く定着させていくことを基本として、健康的な食生活の推進の

ための正しい知識の普及、米飯学校給食の計画的推進等の各種施策を講じているところである。

七について

米問題については、現在行われているガット・ウルグアイ・ラウンド交渉の場で協議するとの方針について変更はない。

八について

政府は、米については国会決議等の趣旨を体し、国内産で自給することを基本的な方針としてきており、この方針の下で関税化は受け入れ難い主張しているところである。

自衛のための必要最小限度の武力の規模に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成四年二月六日

正敏

参議院議長 長田 裕二殿

自衛のための必要最小限度の武力の規模に関する再質問主意書

私が提出した「自衛のための必要最小限度の武力の規模に関する質問」に対する答弁書（九一年一月二九日）の中で、政府は、憲法上認められた必要最小限度の自衛力の上限について「その具体的な限度は、その時代の国際情勢、軍事技術の水準その他の諸条件により変わり得る相対的な面を有する」としている。

しかしながら、自衛のための必要最小限度の自衛力の上限と下限については、政府答弁からは未だ明らかになっていないので以下質問する。

一 政府の言う「必要最小限度」とは、「その目的を達成するために必要なギリギリの限度、つまりそれを僅かでも下廻れば目的を達成できない、ということの意味」と、「自衛のための必要最小限度」とは、「それを一兵たりとも下廻れば、わが国は自衛を全うできない、国家の独立と安全を確保できない」(金丸信監修、日本戦略研究センター編「どう守る、日本の安全」九二頁)ものなのか。

二 政府の言う「自衛のための必要最小限度の自衛力」とは、防衛計画の大綱における「限定的かつ小規模な侵略」を独力で排除し得る程度をその上限とするのか。

平成四年三月十日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

参議院議長 長田 裕二殿

参議院議員正敏君提出自衛のための必要最小限度の武力の規模に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員正敏君提出自衛のための必要最小限度の武力の規模に関する再質問に対する答弁書

憲法第九条は、独立国家に固有の自衛権までも否定する趣旨のものではなく、自衛のための必要最小限度の武力を行使することは認められ

ており、自衛のための必要最小限度の実力の保持は同条によって禁止されていないと解している。政府は、かかる考え方に立ち、御指摘の「必要最小限度」ないし「自衛のための必要最小限度」との表現を用いているものである。

二について
「防衛計画の大綱(昭和五十一年十月二十九日閣議決定)」に定める我が国が保有すべき防衛力の水準は、憲法上保持し得る自衛力の範囲内にあるものであり、その上限といったものではない。

防衛庁における「部外秘」に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成四年二月十日

参議院議長 長田 裕二殿

正敏

防衛庁における「部外秘」に関する質問主意書

書
「陸上自衛隊 幹候・三尉候受験の参考」の部外秘扱いに関する質問に対する政府答弁書(九二年一月一四日)によると、私が別途行った資料請求に対して、前記「参考」は自衛隊員に限定して防衛庁共済組合において販売されており、そこに収録されている教範類は部内資料であるという。また同書は、自衛隊法第五九条に規定する秘密に属する事項を含んでおらず、秘密保全に関する訓令(防衛庁訓令第一〇二号)に規定する秘密に指定されていないので、「参考」の複写を部外に配布した

場合は、自衛隊法第五九条の規定に違反することにはならないが、自衛隊員として適切な行為ではないという。政府の答弁に従うと、防衛庁における部外秘には守秘義務の課せられるものと課せられないものの二種類が存在することになる。

そもそも秘密保全は、当該取扱公務員に守秘義務を課すことによってまず担保されるものであり、秘密でありながら守秘義務が課せられないというのでは、秘密保全の実効性確保が極めて疑わしく、政府の見解をただすために以下質問する。

一 自衛隊法第五九条でいう「秘密」は「秘密保全に関する訓令」(防衛庁訓令第一〇二号)でいう「秘密」とすべて重複するのか。すなわち、同訓令において秘密に指定されていないものでも、同法第五九条でいう「秘密」に該当する場合はあるのか。

二 同訓令において秘密に指定されていないものを部外秘にする根拠を明らかにされたい。

三 同訓令において秘密に指定されず、部外秘扱いにされているものの件数・点数を明らかにされたい。

四 同訓令において秘密に指定されず、部外秘扱いにされているものについて、「秘密保全に関する訓令」(防衛庁訓令第一〇二号)の第二条第三項及び第四条でいう管理者・取扱者・保全責任者に相当する者が存在するのか。存在するのであれば、それぞれ該当する者すべての定義を明らかにされたい。

五 情報公開問題に関する連絡会議の「行政情報公開基準について」(九一年二月)によると、「公開することにより国の安全が害されるおそ

れ」(二頁)がある場合は行政情報を非公開とすることができるとしているが、「陸上自衛隊 幹候・三尉候受験の参考」はこれに該当するのか。

平成四年三月六日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

参議院議長 長田 裕二殿

参議院議員正敏君提出防衛庁における「部外秘」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員正敏君提出防衛庁における「部外秘」に関する質問に対する答弁書

一について
秘密保全に関する訓令(昭和三十三年防衛庁訓令第二百二号。以下「訓令」という。)の規定により秘密に指定されていないものが、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第五十九条第一項に規定する「秘密」に該当する場合は、あり得る。

二から四までについて

防衛庁においては、「部外秘」という取扱区分は定めておらず、また、訓令の規定により秘密に指定されていない文書等の部外への開示の可否について包括的に定める制度も存在しない。

五について
「陸上自衛隊 幹候・三尉候受験の参考」(以下「参考」という。)に収録されている教範類は、自衛隊の行動及び教育訓練を適切かつ有効に実施する

ため、部隊の指揮運用、隊員の動作等に関する教育訓練の準備を示した部内資料であつて、自衛隊の能力及び行動要領等を含むものであるので、行政情報公開基準（平成三年十二月十一日情報公開問題に関する連絡会議申合せ）により、「参考」を非公開とすることとしている。

米海軍艦船の「母港」に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成四年二月十三日

参議院議長 長田 裕二殿 断 正敏

米海軍艦船の「母港」に関する質問主意書
私が先に提出した「米海軍空母「インディペンデンス」の横須賀母港化に関する質問」に対する政府答弁書（九二年二月七日）において不明な点があるので以下質問する。

一 米海軍空母「インディペンデンス」の日本配備は、外務省参議院決算委員会提出資料「空母ミッドウェーの「母港化」問題について」（一九七三年二月五日）中の一における艦船の①在籍港、②登録港、③家族居住地、④活動上の根拠地、のいずれに該当するののか。

二 現在「インディペンデンス」以外にも、前掲決算委員会提出資料における①から④のいずれかに該当する米軍艦船の日本配備があれば、その艦船名のすべてとそれぞれ①から④のいずれに該当するのかわ明らかにされたい。

三 前掲決算委員会提出資料中の二において、

平成四年三月十一日 参議院会議録第五号 質問主意書及び答弁書

「安保条約第六条の実施に関する交換公文において事前協議の主題とされている「合衆国軍隊の日本国への配置における重要な変更」にいう「配置」とは、米軍がわが国の施設区域を本拠あるいは根拠地として駐留する場合をいう」とあるが、ここでいう「配置」が「米軍がわが国の施設区域を本拠あるいは根拠地として駐留する場合」を指すということが日米間で合意されているのか。合意されているのであれば、それはいつ、いかなる場においてなされたのであるか明らかにされたい。

四 前掲決算委員会提出資料中の三において、「いかなる場合に本拠あるいは根拠地としての駐留に該当するか否かは、個々のケースについて米軍の活動の実体に基づいて判断される」とあるが、これは米政府においても同様の見解なのか、またその際の判断基準について明らかにされたい。

五 前掲政府答弁書によれば「本拠あるいは根拠地としての駐留に該当するか否か」を判断する主体は日米両国政府であるとしているが、日本政府のみが該当すると判断した際には日米安保条約に基づく事前協議及び随時協議を日本側から発議し得るのか、また日本政府にその意思があるのか。

六 過去における米海軍空母「ミッドウェー」の横須賀配備は、前掲決算委員会提出資料中の一における艦船の①在籍港、②登録港、③家族居住地、④活動上の根拠地、のいずれに該当したのかわ明らかにされたい。

平成四年二月二十一日
内閣総理大臣 宮澤 喜一
参議院議長 長田 裕二殿
参議院議員 正敏君提出米海軍艦船の「母港」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員 正敏君提出米海軍艦船の「母港」に関する質問に対する答弁書

一及び六について

御質問の趣旨は定かではないが、空母インディペンデンスについては、米軍の海外家族居住計画（OFRRP）に基づき、その乗組員の家族を横須賀に居住させているものであり、ミッドウェーについても同様であった。

二について

御質問の趣旨は定かではないが、米海軍が、海外家族居住計画（OFRRP）に基づき、平成四年二月現在、我が国に乗組員家族を居住させている艦船は、横須賀については、ブルー・リッジ、インディペンデンス、パンカー・ヒル、モービル・ベイ、ファイフ、ヒュイット、カーツ、ロードネイデイス、サッチ、マクウスキーの十隻であり、佐世保については、セント・ルイス、デュービュック、サンベルナルデノ、ビニョフォート、プランズウィックの五隻である。

三及び四について

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和三十五年条約第六号）第六條の実施に関する交換公文にいう「配置」の解釈について、日米間で特段問題となっていないことは、

五について
仮定の御質問にお答えすることは差し控えた

「日米グローバル・パートナーシップに関する東京宣言」についての質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成四年二月十八日

参議院議長 長田 裕二殿 断 正敏

「日米グローバル・パートナーシップに関する東京宣言」についての質問主意書
本年一月に日米間において取り結ばれた「日米グローバル・パートナーシップに関する東京宣言」及び「グローバル・パートナーシップ行動計画」は、いずれも、日本語の正文が存在しない。通常我が国が他国と締結する二国間条約は正文である日本語が存在することをかんがみると、両文書の性格について疑問を持たざるを得ず、政府の見解を明らかにするために以下質問する。

一 前記両文書は「条約法に関するウィーン条約」第二條第一項で定める「条約」に該当するののか。
二 前記両文書は一九七四年二月二〇日衆議院外務委員会の大平外務大臣答弁における「行政取りきめ」に該当するものなのか。

三 沿岸危機に際しての国連安全保障理事会による一連の対イラク経済制裁決議について政府は、民間に対しても決議の順守を呼び掛けることを目的としてその邦訳を官報に掲載（九〇年

平成四年三月十一日 参議院会議録第五号 質問主意書及び答弁書

八月一〇日外務省告示第三八七号)したが、前記両文書においてはそうしたことが行われていない。よって両文書は民間においては順守義務はなく、政府もまた民間に対して順守の呼び掛けを行う意思もないのか。
右質問する。

平成四年二月二十五日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

参議院議長 長田 裕二殿

参議院議員正敏君提出「日米グローバル・パートナーシップに関する東京宣言」についての質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員正敏君提出「日米グローバル・パートナーシップに関する東京宣言」についての質問に対する答弁書

一について

日米グローバル・パートナーシップに関する東京宣言(以下東京宣言)という。及びグローバル・パートナーシップ行動計画(以下行動計画)という。は、日米両国首脳が、二十一世紀を展望した今後の日米関係の在り方、両国が協力して取り組む作業の具体的内容等に関する共通の認識を内外に表明したものであって、条約法に関するウィーン条約(昭和五十六年条約第十六号)第二条第一項にいう「条約」には該当しない。

二について

東京宣言及び行動計画の性格は、一についてにおいて述べたとおりであり、昭和四十九年二月二十日の衆議院外務委員会における大平外務

大臣答弁にいう「行政取りきめ」には該当しない。
三について

東京宣言及び行動計画の趣旨について、政府は国民の理解と協力を得るべく努めてきているところである。

在朝鮮国連軍に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成四年二月二十一日

参議院議長 長田 裕二殿

正敏

在朝鮮国連軍に関する再質問主意書

私が先に質問した「在朝鮮国連軍に関する質問」に対する政府答弁書(九二年二月二日)によると、国連軍司令官、米韓連合軍司令官、米韓連合軍地上構成軍司令官、在韓米軍司令官及び米陸軍第八軍司令官の各々の業務の区別については、日本国政府として承知していないという。かような政府の見解では、在朝鮮国連軍と在韓米軍との区別をなす得ないものと思われ、また他にも不明な点があるので再度質問したい。

一 同答弁書でいう「国際連合の諸決議」に従って朝鮮半島に軍隊を派遣している国との軍隊の派遣規模(陸・海・空・その他の軍別の内訳を含む)及び朝鮮半島における派遣先を明らかにされたい。

二 過去において「日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定」(以下「国連軍地位協定」という)第五条第一項にいう「日本国における

施設」として国際連合の軍隊に使用されたものについて、その場所及びその使用期間を明らかにされたい。

三 国連軍地位協定第五条第二項に基づいて現在国際連合の軍隊が使用している「アメリカ合衆国の使用に供せられている施設及び区域」のすべてを明らかにされたい。

四 国連軍地位協定第二十条に基づいて東京に設置されている合同会議の所在地を明らかにされたい。

五 同答弁書でいう「国際連合の諸決議」に従って米韓連合軍に派遣されている軍隊といわゆる「在韓米軍」との区別を日本政府はどのようにつけているのか。

六 現在、在韓米軍の段階的撤退が行われているが、この中に国際連合の諸決議に従って派遣されたものが含まれているか否か政府は承知しているか。

七 同答弁書でいう「国際連合の諸決議」に従って朝鮮半島に派遣された軍隊の、派遣及び撤退について政府はどのように承知しているのか。右質問する。

平成四年三月三日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

参議院議長 長田 裕二殿

参議院議員正敏君提出在朝鮮国連軍に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員正敏君提出在朝鮮国連軍に関する再質問に対する答弁書

一について

千九百五十年六月二十五日、六月二十七日及

六について

在韓米軍に関する御質問の事項については、米国の問題でもあり、政府として承知していない。

七について

千九百五十年七月七日の国際連合安全保障理事会決議八四は、主文六において「合衆国に対し、統一司令部の下においてとられた行動の経過について適当と認める報告を安全保障理事会に提出するよう要請する」と定めており、政府は、同決議に従って米国により国際連合安全保障理事会に提出された報告及び国連軍関係機関からの聴取等により、御質問のような事項について承知している。

〔参照〕

三月十日議長において、左のとおり議席を指定した。

二〇七 萩野 浩基君

三月十日議長において、左のとおり議席を変更した。

一六六 吉田 達男君
一六七 櫻井 規順君
一六八 西岡瑠璃子君
一六九 三上 隆雄君
一七〇 小林 正君
一七一 深田 肇君
一七二 國弘 正雄君
一七三 谷本 嶺君
一七四 会田 長栄君
一七五 清水 澄子君

一七六 三石 久江君
一七七 野別 隆俊君
一七八 庄司 中君
二二二 乾 晴美君
二二六 堀 利和君
二二七 堂本 暁子君
二一八 森 暢子君

第三号中正誤

ベシ 段 行 誤
三 一 九 リベラリストと リベラリスト 正
一 九 四 二 管理貿易は 管理貿易に

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目二番四号 大蔵省印刷局
電話	03 (3587) 4302
定価	本号一部 三円(送料別)